

ジェトロ仮訳

※本資料はジェトロバンコクにより、現地法律事務所に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承下さい。



知的財産局告示

仏暦 2565 年（西暦 2022 年）版商標審査マニュアル

仏暦 2534 年（西暦 1991 年）商標法およびその改正法に基づく登録官の商標登録願書の審査および検討を効率化し、迅速化し、現状と一致させ、また同一の方針とするため、また出願人、代理人および一般公衆が商標登録の規則と手続を理解するため、登録官の審査および検討基準を改正をして然るべきである。

仏暦 2545 年（西暦 2002 年）改正第 5 版で改正補足された仏暦 2534 年（西暦 1991 年）国家行政法第 32 条の権限に依り、知的財産局長は以下の通り告示する。

第 1 項 仏暦 2554 年（西暦 2011 年）商標審査および異議申立に関する遂行マニュアルに関する知的財産局命令 No.156/2554 仏暦 2554 年（西暦 2011 年）4 月 29 日付けを廃止する。

第 2 項 商標登録願書の審査および検討に関する遂行の方針となるよう、本告示に添付の仏暦 2565 年（西暦 2022 年）版商標審査マニュアルを採用する。

これは、ただ今からとする。

仏暦 2565 年（西暦 2022 年）1 月 17 日告示

（署名）

（ウティクライ リーウィーラパン）

知的財産局長

ジェトロ仮訳

※本資料はジェトロバンコクにより、現地法律事務所に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承下さい。

商標審査マニュアル
仏暦 2565 年（西暦 2022 年）版

商務省
知的財産局
商標部

序文

知的財産局は、この“商標審査マニュアル”を、商標法 仏暦 2534 年とその改正法および関連する下位法に基づくように、また商標委員会審決および最高裁判所判例の傾向、さらに国際基準とも対応させて、商標登録官または関係者が商標登録を審査および検討する上で基準として利用することを目的に改定追加した。商標出願人、代理人および関係者に、基準となり、正しく公正な商標登録審査の規則と手続を知って頂くため、明確で正しく、現代的で、実務と一致するように、商標登録官の実務方針の説明に重点を置いている。

なお、このマニュアルは“商標審査マニュアル 仏暦 2559 年”（現行版）から内容を改定追加し、8 章から構成される。登録官の業務が十分に、正しく、また明確に行われるよう、各章に検討指針を追加し、さらに登録官の業務手順と対応した見出しは、登録願書書類の検討、命令の検討、公告から始まり、登録異議申立ままでに至る。各見出しは検討規則の部分と検討指針の部分から構成される。

このマニュアルが、関係各所の方々にとって、理論上の知識において有益となり、また実務上において活用することができ、商標登録の検討が効率よく進み、さらに実効性を高められれば幸いである。最後に、商標部、法務部、および成果に貢献された関係者に御礼申し上げたい。

知的財産局

目次

序説

第1章 一般規則	1
1. 商標登録手順表	2
2. 業務手順表 (Flowchart)	3
3. 商標の意味	4
4. 登録すべき特徴のある商標	6
第2章 商標の審査および検討	7
第1部 願書様式および願書内の項目の審査	7
1. 登録願書 (願書様式)	7
の検討	
2. 指定商品および役務の検討	18
3. 称呼および翻訳の検討	21
4. 標章の外観の検討	22
5. 第28条および第28条の2に基づく権利の許可の検討	23
6. 登録願書内の項目補正の検討	27
第2部 登録すべき特徴の検討	29
1. 識別性のある商標の検討	29
2. 登録を禁止しなければならない特徴のある商標の検討	65
3. 商標の同一性または類似性の検討	83
第3章 役務商標の審査	95
第4章 証明商標の審査	95
第5章 団体商標の審査	97
第6章 商標の公告	99
第7章 商標登録に対する異議申立	100
第8章 登録官の命令発出に関する重要な法律規定	106
付録	109

序説

“商標審査マニュアル”は、例えば商標法および関連法、登録官命令、登録官決定、商標委員会審決、最高裁判所判例、その他見つかった様々な点の情報から研究および分析して“商標審査マニュアル（現行版）仏暦 2559 年”の内容を改定し追加したもので、商標登録官が商標登録願書を審査および検討する際に同じガイドラインで裁量と共に使うため、商標登録官のガイドラインについて説明するものである。

このマニュアルは、商標登録願書の審査および検討結果を決定するものではない。

このマニュアルは、登録願書書類の検討、申請書の命令検討、公告から始まり、登録異議申立に至るまで、見出しが登録官の業務手順と対応し、各見出しは検討規則の部分と検討指針の部分から構成され、商標法 仏暦 2534 年とその改正法、および関連法の条項を引用する。マニュアル内で使う略語は以下の通りである。

略語	意味
ป.พ.พ.	民商法
省令	商標法 仏暦 2535 年 およびその改正法に基 づき発行された省令 (仏暦 2535 年)
ฎ	最高裁判所判例
กกก. 審決	商標委員会審決

略語	意味
WIPO	世界知的所有権機関 または World Intellectual Property Organization
マドプロ出願	マドリッド議定書に基 づく国際登録願書
CA	e-Filing 電子システム (Signed by DIP-CA)

第1章 一般規則

商標法 仏暦2534年およびその改正法に基づく商標登録の検討は、商務大臣¹により任命される商標登録官の権限である。出願人が、例えば申請書受付課または知的財産電子登録システム（e-Filing）等、様々な方法で自ら商標登録願書を申請したとき、責任者の1人である登録官により、以下2つの部分における登録願書の検討から商標審査が行われる。

第1部 願書様式および願書内の項目の審査 第9条、第10条および第11条

- (1) 登録願書（願書様式）の検討
- (2) 指定商品および役務の検討
- (3) 称呼および翻訳の検討
- (4) 標章の外観の検討
- (5) 第28条および第28条の2に基づく権利の許可の検討（ある場合）

第2部 登録すべき特徴の検討 第6条

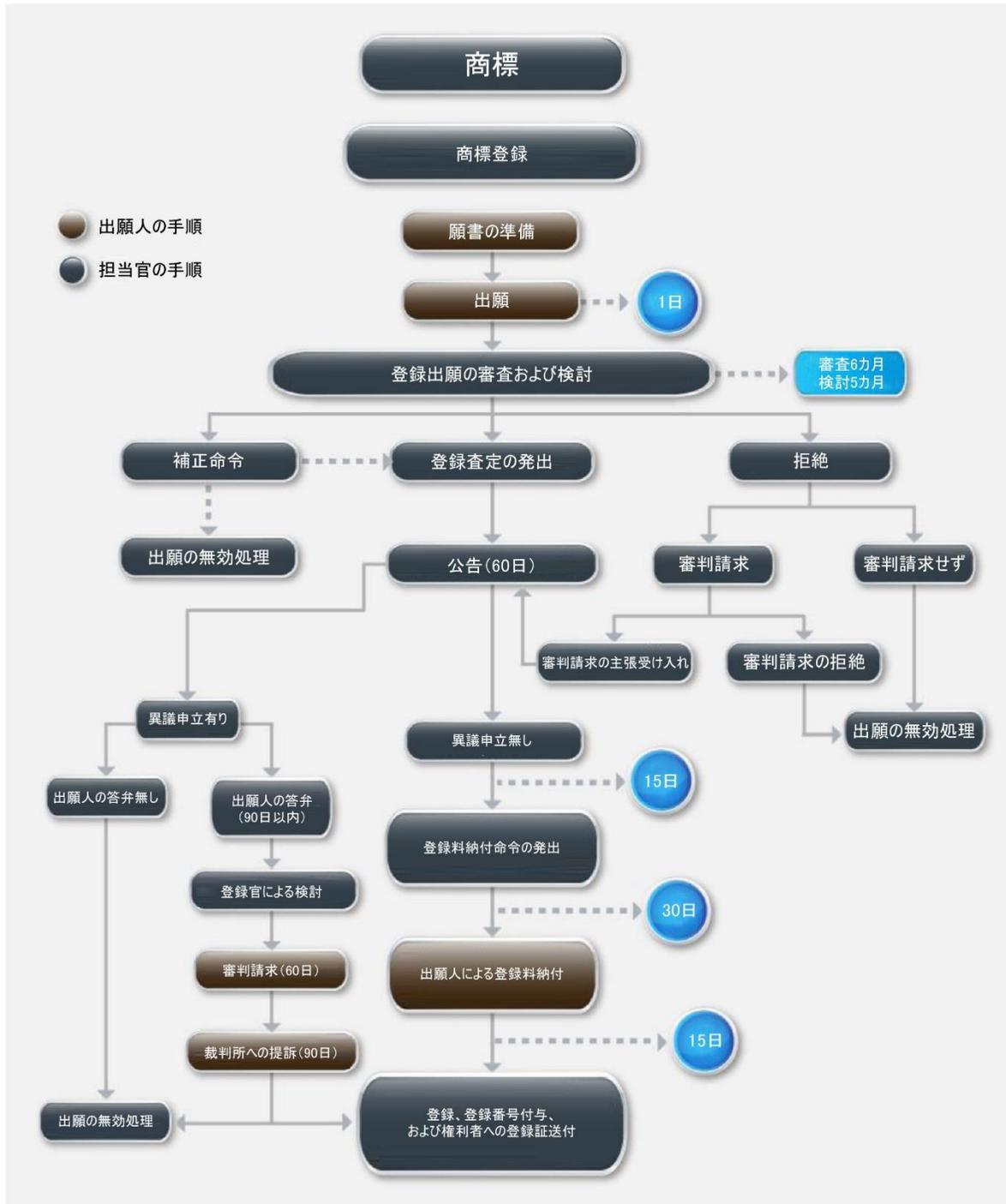
- (1) 識別性のある商標の検討
- (2) 登録を禁止しなければならない特徴のある商標の検討
- (3) 商標の同一性または類似性の検討

登録官は、第9条、第10条および第11条に基づき登録願書の詳細が全て正しく、第6条に基づき標章に登録すべき特徴があると判断した場合、第29条に基づき公告命令を発出する。また出願を公告したとき、同意しない者は登録官に対して異議申立の権利を行使することができる。

登録官は、出願の詳細が正しくない、または標章に登録すべき特徴がないと判断した場合、出願人に命令を発出する。出願人には、第18条に基づき登録官命令通知の受領日から60日以内に登録官命令に関して商標委員会に審判請求する権利があるが、出願人が第18条に基づく審判請求権を行使しなかった、または登録官命令に従わなかった場合、第19条に基づき出願人は出願を放棄したものと見なす。

¹商標登録官の任命に関する商務省告示 仏暦2562年1月23日

1. 商標登録手順表



3. 商標の意味

商標法 仏暦 2543 年（第 2 版）および商標法 仏暦 2559 年（第 3 版）により改正された商標法 仏暦 2534 年は、以下の通り第 4 条で標章、商標、役務商標、証明商標、団体商標を定義している。

標章とは、写真、絵画、創作した図、ブランド、名前、語句、フレーズ、文字、数字、サイン、色の集合、物の外形もしくは形状、音、またはそれらの一つもしくは複数が結合したものをいう。

それぞれ以下のように説明する。

- 1) 写真とは、存在するものを撮影する工程から生じた絵である。
- 2) 絵画とは、存在するものを同じように描くこと、または自ら想像で描くこと、またはコンピュータもしくはその他の道具による創作により生じた絵である。
- 3) 創作した図とは、自然界に存在する、または一般に存在するものと異なるように創作した、作った絵である。
- 4) ブランドとは、模様があり、様々な図として作った標章である。
- 5) 名前とは、自然人、法人または機関を呼ぶ際に使う語句である。
- 6) 語句とは、意味のある無しを問わず、子音と母音を組み合わせたものである。
- 7) フレーズとは、要旨の短い一節の内容である。
- 8) 文字とは、あらゆる言語の文字である。
- 9) 数字とは、あらゆる言語の数字である。
- 10) サインとは、自然人の名前を表した線の模様である。
- 11) 色の集合とは、2 色以上を合わせた色で、薄い色または濃い色かどうかは問わない。
- 12) 物の外形もしくは形状とは、幅、長さ、奥行きを表した物の外形もしくは形状の特徴のある標章である。
- 13) 音は、人間の声、動物の鳴き声、楽器の音、およびその他の音があり得る。
- 14) 1 - 13 の 1 つまたは複数が結合した標章

商標とは、その商標の所有者の標章を使った商品が他人の商標を使った商品と異なることを表すために、標識として使用する、もしくは使用を意図する、または商品に関連する標章をいう。

例



役務商標とは、その役務商標の所有者の標章を使った役務が他人の役務商標を使った役務と異なることを表すために、標識として使用する、もしくは使用を意図する、または役務に関連する標章をいう。

例



(航空事業への使用)



(石油サービスへの使用)



(インターネット検索サービスへの使用)



(飲食料品サービスへの使用)

証明商標とは、商品の原産地、材料、製造方法、品質もしくはその他特徴を証明するため、または役務の状態、質、種類もしくはその他特徴を証明するために、証明商標の所有者が標識として使用する、もしくは使用を意図する、または他人の商品もしくは役務に関連する標章をいう。

例



(コットン製品の証明)



(ジャスミン米製品の証明)



(飲食料品サービスの証明)

団体商標とは、会社もしくは同一グループの企業、または協会、共同組合、連盟、組合、人の集団、または国営もしくは私営のその他機関のメンバーによって使用する、もしくは使用を意図する商標または役務商標をいう。

例



(ミットボングループ)



(サンティブリーグループ)



(セントラルグループ)

4. 登録すべき特徴のある商標

商標登録の検討は、商標登録官の権限である。標章に商標としての特徴があるかどうかは、まずその標章に第4条の定義に基づく“商標”としての特徴がなければならない。また商標としての特徴がある場合、登録官は第6条に基づく以下3つの特徴からその商標が登録できるかどうかを検討する。

1) 識別性のある商標とは、その商標を使った商品または役務が他人の商品または役務と異なることを消費者に知らせる、または理解させる目立った特徴のある標章である。例えば辞書に基づく意味のない創作した語句、または辞書に基づく意味があるがその意味は商品の特徴もしくは性質を直接表示しない語句、商標所有者のサインまたは写真など。

2) 禁止しなければならない特徴のない商標とは、法律で禁止する特徴を含まない、または構成しない標章である。例えば王室協会に関する標章、外国の国旗または標章、公序良俗または国策に反する標章など。

3) 既に登録されている他人の商標と同一または類似する商標ではないとは、消費者に商品または役務の所有者や出所に関して誤認もしくは混同させるほどに既に登録されている他人の商標と同一または類似する特徴のない標章でなければならないことである。

登録できる商標は上記3つの特徴全てから構成されなければならない、いずれか1つが欠けてもならない。特徴1)および2)は標章自体の特徴であり、特徴3)は他人の標章との同一類似性の比較である。以下では、登録官の商標審査および検討指針について述べる。

第2章 商標の審査および検討

この第2章では、登録官の商標審査および検討指針について以下の通り2部に分け、第1部では願書様式および願書内の項目の審査、第2部では登録すべき特徴の検討を述べる。

第1部 願書様式および願書内の項目の審査

第9条、第10条および第11条また省令に基づく願書様式および願書内の項目の審査について、登録官は商標登録願書を受理したとき、願書書式内の詳細、願書内の項目、願書の附属書類写しの添付、委任状、印紙、署名の認証、登録願書内の署名について審査する。

1. 登録願書（願書書式）の検討²

1.1 所有者／代理人に関する詳細

所有者／代理人は願書内に全ての内容をタイ語で記入しなければならない（マドプロ出願の場合を除く）、タイ国内の連絡先を明確に記載しなければならない。

1.1.1 出願人が自然人の場合 名前、住所に関する詳細は以下の通り明記する。

1) 所有者／代理人の名前は、登録願書に敬称を記載しなければならない³。ただし、マドプロ出願の場合は国際事務局の情報に従うものとする。

2) 一般的な自然人の場合、国民身分証明書に基づく敬称、例えば Mr. Mrs. Miss. Mstr. Ms.などの敬称を記載する。

3) 学術的な役職、階級、あらゆる地位を敬称として使用する場合⁴

(1) タイ人の場合、例えば Sor.（教授）、Ror.Sor.（准教授）、Phor.Sor.（助教授）、Ror.Tor.Oor.（警察大尉）、陸軍少尉、殿下、王子、王女、夫人は、学歴資格を示す書類またはあらゆる地位を示す書類、例えば国民身分証明書、公務員証明書、パスポートまたは政府が発行するその他証明書を願書に添えて提出しなければならない。

² 省令第10条 第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項

³ 文献に関する首相府規則 仏暦2526年およびその改正規則

⁴ 認証書類上の敬称の使用に関する実務指針に関する記録 No.Phor Nor.0702/Wor.729 仏暦2563年5月1日

(2) 外国人の場合、例えば Prof., Dame, Lord, Lady, Sir は、公証人が認証した委任状など、出願人が公証人により認証された登録願書内に記載する通りとする。

4) 比丘、沙弥の敬称は以下の通り記載する。

(1) 国王から僧侶の階級を下賜された比丘の敬称は、例えば Somdet Phra Maha Rajjamangalamuni (Thongchai Dhammathajo) のように、僧侶の階級および名前を記載し、比丘の名前と苗字は最後に括弧内に記載する。

(2) 国王から僧侶の階級を下賜されたことのない比丘の敬称は、例えば Phra (名前) (苗字) のように、“Phra”を敬称として記載し、比丘の名前と苗字を続ける。

(3) 沙弥の敬称は、例えば Saama-noon (名前) (苗字) のように、“Saama-noon”を敬称として記載し、沙弥の名前と苗字を続ける。

(4) Rev. (牧師) など、他宗教の敬称は、学歴資格を示す書類またはあらゆるの地位を示す書類、例えば国民身分証明書、公務員証明書、パスポート、または政府が発行するその他証明書を願書に添えて提出しなければならない。

5) 敬称と見なさない場合とは、例えば、

(1) ドクターまたは略称 Dr.。なぜなら博士号の学歴を示す語句で、学術的な地位ではないため。

(2) 医師、獣医、薬剤師など、職業従事者の敬称

(3) 男性囚人、女性囚人など、立場を示す敬称

(4) マダム (Madam)、殿 (Signor) などのその他の語句

6) 出願人が未成年 (出願日に満 18 歳以下の者) の場合

(1) 未成年自らが出願する場合、例えば Mstr. チャイヤプーム ゲンガートと記載し、未成年が願書の署名者にならなければならない。このとき、法定代理人の同意書を提出する。

(2) 法定代理人が未成年に代わり手続する場合、例えば Mstr. チャイヤプーム ゲンガート、法定代理人 Mr. シッティサック ゲンガートのよう記載する。この場合、法定代理人は書式の署名者にならなければならない。このとき、法定代理人の同意書を提出する必要はない。

7) 婦人会の場合、例えば Miss. ヤヤー スアイスト (婦人会代表) または (婦人会会長) などのように記載し、立場を示す報告書、および誰を出願人とするか決定したことを示す内容を提出する。

8) コミュニティ (自然人) の場合、コミュニティの会長を出願人として記載し、出願人名の最後に、例えば Mr. ナデート ループロー (バーンチャンローコミュニティの会長による) など、コミュニティによる、と記載することでき、会議報告書など、コミュニティの会長であることを示す書類を提出する。

9) 名前、住所、敬称などの所有者／代理人に関する詳細は、書式 Kor.01 に記載する情報を使用する。書式 Kor.01、委任状または国民身分証明書の情報が一致しない場合、国民身分証明書の情報を引用する。

1.1.2 出願人が法人の場合

1) 法人名は登記通りに記載し、本社の所在地を住所として記載する。

2) タイ法人の場合、法人格の正式名称と共に明記しなければならない。例えば合資会社、株式会社……、……公開株式会社、協同組合、協会、財団、国営企業、またはその他の形態の法人など。

3) 外国法人の場合、名前と法人格の称呼（音訳）を記載しなければならない。例えば“Facebook Co.,Ltd.”は“フェイスブック コー エルティディー”、“KAWASAKI KABUSHIKI KAISHA”は“カワサキ カブシキ ガイシャ”、“Knauf Interfer SE”は“カヌフ インターフェア エスイー”、“Groth & Co KB”は“グロート アンド コー ケービー”と記載する。

4) 名前、住所などの所有者／代理人に関する詳細は、書式 Kor.01 に記載する情報を使用する。書式 Kor.01、委任状または会社登記簿の情報が一致しない場合、会社登記簿の情報を引用する。

検討指針

1) 願書内に所有者または代理人の敬称が記載されていない場合、登録官は出願人が提出した証拠書類を検討して、正しくするよう補正命令を発出する。

2) 願書に例えば Dr.など敬称ではない他の語句を記載した場合、登録官は敬称として代わりに Mr. Mrs. Miss への補正命令を発出する。

3) タイ法人の場合で、出願人が法人格を Hor.Jor.Kor.、Bor.Jor.、Bor.Mor.Jor.などの略称で記載した場合、出願人に対して正式名称に補正するよう命じる必要はない（情報記録者は正式名称を入力する）。書式 Kor.01 内の法人格の記載が委任状と一致していない略称または正式名称の場合、出願人に一致させる補正を命じる必要はない。

4) 例えば法人名を“Mr.デート ゴーパイによるゴーパイ株式会社”、または“米国法人フェイスブック コー エルティディー”、または“ソニー カブシキ カイシャ（およびソニー コーポレーションの商号）”のように記載した場合、出願人に対し“Mr.デート ゴーパイによる”、または“米国法人”、または“（およびソニー コーポレーションの商号）”を削除するよう命令を発出する必要はない。

5) 外国法人の場合で、出願人が、例えば書式 Kor.01 に“フェイスブック株式会社”と記載し、委任状に“Facebook Co.,Ltd.”と記載するなど、書式 Kor.01 内の所有者名が委任状と一致しない場合、英語表記の委任状と一致させるため、音訳で“フェイスブック コー エルティディー”と補正するよう命令を発出する。

6) 書式 Kor.01、委任状、国民身分証明書または会社登記簿の所有者／代理人に関する詳細が一致しない場合、国民身分証明書または会社登記簿の情報を引用して書式 Kor.01 および委任状の所有者／代理人に関する詳細を一致させる補正命令を発出する。

7) 書式 Kor.01、国民身分証明書または会社登記簿の所有者／代理人に関する詳細が一致するが、委任状の所有者／代理人名のスぺルに（些細な）誤りがある、もしくは脱字があり、同一人物と認められる場合、一致させる補正命令を発出する必要はない。

8) 例えば出願人は株式会社だが“株式”を入れず“ゴーパイ会社”と記載するなど、書式 Kor.01 の所有者／代理人に関する詳細が正しくない場合、“ゴーパイ株式会社”と正しく補正するよう命令を発出する。

9) 願書に連絡先を記載しない場合で、タイの自然人または法人の場合は、所有者の住所を連絡先と見なす。外国の自然人または法人の場合は、代理人の住所を連絡先と見なす。

1.2 願書の附属書類写しの添付⁵

1.2.1 自ら登録願書を申請する場合

1) 自然人の場合、国民身分証明書、または例えば運転免許証、地方行政局の情報などの政府が発行する他の身分証明書を使用する。

(1) 出願人が未成年（出願日に満 18 歳以下の者）の場合

- 未成年が自ら出願する場合、法定代理人からの同意書を提出する。
- 法定代理人が未成年に代わり手続する場合、法定代理人の同意書を提出する必要はない。

提出する必要はない。

(2) 婦人会の場合、立場を示す報告書、および誰を出願人とするか決定したことを示す内容を提出する。

(3) コミュニティー（自然人）の場合、例えば会議報告書など、コミュニティの会長であることを示す書類も提出する。

(4) 比丘、沙弥の場合は、比丘、沙弥の身分証明書または国民身分証明書を使う。

2) 外国の自然人の場合、外国人身分証明書、パスポート、または例えば運転免許証など政府が発行する他の身分証明書を使用する。

3) タイ法人の場合、事業開発局からの情報または発行から 6 か月以内の会社登記簿写しを使う。

⁵ 省令第 3 項 e-Filing に関する省令第 5 項

4) 外国法人の場合、

(1) 外国の会社登記簿

(2) 外国の法人であることを証明する内容が記載された省令第5項に基づく書類を提出した場合、出願人は外国の会社登記簿を提出する必要はなく、マニュアル第1.5項署名認証を合わせて検討する。

5) 法人として登記した協同組合、協会、財団、コミュニティー、またはその他の形態の法人は、登記証明書も提出する。無い場合は命令 Tor.Khor.5 No.7 を発出し、例えば会社登記簿など法人であることを示す書類を提出する。

例 学校の学長の場合（出願番号170133996）、協会の場合（出願番号200120642）

6) 政府組織、国営企業、大学、学校の場合、例えば法律、勅令など法人であることを示す書類を提出し、また例えば局長、学校長の任命命令など、その組織の代表署名権を持つ者であることを示す書類を提出する。

1.2.2 電子システム e-Filing (Signed by DIP-CA)で登録願書を申請する場合

1) 国民身分証明書の写しを添付せずに所有者が（CA を作成し）自ら願書を申請する場合、登録官は3階の受付に、場合に応じて地方行政局または事業開発局から情報を引き出すよう通知する。

2) 代理人が（CA を作成し）申請する場合、委任者および被委任者全員の国民身分証明書写しと共に委任状を添付しなければならない。代理人が国民身分証明書写しを添付しなかった、または添付したがいずれかの者が抜けていた場合、登録官は3階の受付に、場合に応じて地方行政局または事業開発局から情報を引き出すよう通知する。

3) 書式 Kor.01 に記載した所有者または代理人の国民身分証明書番号または法人番号が正しくない場合、所有者または代理人に対し、書式 Kor.06 を使用して国民身分証明書番号または法人番号を正しく補正するよう命令を発出する。

検討指針

1) タイの自然人および法人の場合、全ての場合において国民身分証明書または会社登記簿の写しを求めない。

2) 政府が発行する他の身分証明書とは、例えば運転免許証、公務員証明書など。

3) 政府が発行する他の身分証明書と見なさない証明書とは、例えば弁護士証明書、外国で発行された国際運転免許証など。

4) 外国の自然人の場合、

(1) 外国人身分証明書、パスポートまたは政府が発行する他の身分証明書を提出しなかった場合、公証人による認証があったとしても、パスポートの写しを提出するよう命令を発出する。

(2) 外国の自然人が自ら申請する場合⁶、出願人が願書にタイの住所を記載した場合、タイの居住地を証明するよう命令を発出する必要はない。(例えば、外国人がタイで仕事をしている)

5) 外国法人の場合、

(1) 外国の法人であることを証明する書類が無い場合、出願人に対してその書類を提出するよう命令を発出する。

(2) 出願人が外国で作成した、外国の法人であることを証明する内容を記載した委任状を提出した場合、出願人は 外国の法人であることを証明する書類を提出する必要はない。このとき、所有者による証明の場合、法人であることを証明する内容は、委任状署名欄の上部になければならず、委任状の見出しにある指針を合わせて検討する。

6) 願書の附属書類の原本の提出について、同一の出願人が複数の出願を一度に申請する場合、1件目の出願の附属書類は原本でなければならない。他の出願は書類の原本がどの出願番号に添付されているか明記の上、その書類の写真を提出する。

7) 願書に添付する写しまたは写真の提出について、出願人はその写しまたは写真の真正性を証明しなければならない。

8) 願書に添付する外国語の書類の提出について、出願人はタイ語翻訳を作成し、翻訳が正しいとする翻訳者の証明書がなければならない。

1.3 委任状⁷

知的財産局への商標登録願書の申請は、書類でなされなければならない作業である。従って法律によって書類でなされなければならないと定める委任も書面でなされなければならない(民商法第798条)、その書類を作成しなければならない者は、署名をしなければならない(民商法第9条)。委任状を作成しなければならない者とは、委任者である。なぜなら委任者—代理人に関する法律に従い、被代理人または委任者が代理を受けた範囲内で手続きすると、代理人は責任を免除され、その手続きは被代理人または委任者と外部者の間で拘束されるからである。従って委任は委任者の署名が重要となる。被委任者に署名を強制する法律が存在しないため、委任状には被委任者の署名は必要ない。証人については、指印または同様の種類の印を証明する証人である場合を除き、委任状に委任を証明する証人がいなければならないと定める法律がないため、委任状に証人の署名は必要ない。

⁶ 第10条

⁷ 省令第4項および第5項

1) 代理人または被委任者によりなされた商標登録願書申請には、省令第4項に基づき、代理人選定書類または委任状の写し、および代理人または被委任者の身分証明書写しを共に添付する。

2) 委任状には委任がなされた年月日を明確に記載しなければならない。

3) 委任者が法人の場合、委任者の署名は会社登記簿に記載する権限に基づき全員が署名しなければならない。

4) タイ国内で委任がなされた場合

(1) タイに居住地がない委任者は、パスポート写し、または一時的居住地証明書写し、または代理人選定または委任時にその者が実際タイに入学していたことを登録官に示すその他の証拠を提出しなければならない。

(2) 外国の自然人である委任者がタイ国内で委任する場合、願書にタイの居住地または住所を記載したとしても、出願人は代理人選定または委任時にタイに入学していたことを示す証拠を提出しなければならない。

5) 他国で委任がなされた場合

署名を認証する者、代理人選定もしくは委任を認証する者として、代理人選定または委任がなされた国の商務省に所属する常設事務所所長、公証人、または現地の法律で書類の証人としての権限を有する者と定める者による署名の認証または代理人選定もしくは委任の認証がなければならない。マニュアル第1.5項 署名認証を合わせて検討する。

検討指針

1) 委任状への、例えば“Mr.デート ゴーパイによるゴーパイ株式会社”または“米国法人フェイスブック コー エルティディー”のような法人名の記載は、出願人に対して“Mr.デート ゴーパイによる”または“米国法人”を削除するよう命令を発出する必要はない。

2) 委任状には委任がなされた年月日を明確に記載しなければならない。記載されていない場合、登録官は補正するよう命じる。

3) 委任状には満了日を記載してもしなくてもよい。

4) 被委任者および証人の署名はあってもなくてもよい。

5) 復代理人への委任は、元となる委任時または委任後に生じなければならない。記載する復代理人への委任日が、元となる委任より前だった場合、改めてその委任状を提出するよう命令を発出する。

6) 復代理人は他人に代理で行うよう委任することができない。復代理人が他人に代理でおこなうよう委任する場合には、代理人を修正し、出願人または元となる代理人からの委任状を新たに作成するよう命令を発出する。

7) 例えば遡及した代理人の拘束に同意するなど、同意内容が含まれた委任をおこなうことができる。

8) 外国人は、代理人または被委任者になることができない。^{8 9}

9) 書式 Kor.06 に基づく代理人の変更は、書式 Kor.06 の提出日から効力を持つ。(委任がなされた日ではない)

1.4 印紙

歳入法¹⁰に基づき、以下の通り委任状は印紙代を納付しなければならない。

1) 1名または複数の者に1回のみ手続を委任する場合、10パーツの印紙代を付ける。(一時的な代理人)

2) 1名または複数の者に共同で1回以上の手続を委任する場合、30パーツの印紙代を付ける。(全員が共同で行う。委任状には“および”と記載する。)

3) 複数の者が各々分かれて手続することができる、1回以上の手続を委任する場合、各被委任者ごとに算出し、印紙代は1名あたり30パーツとする(委任状には“および/または”と記載する。)

4) 委任者には印紙代を納付する義務がある。委任者または被委任者には印紙を消す義務がある。

検討指針

1) 代理人が退職/死亡した場合 委任状に被委任者を3名記載しており、1名が退職/死亡した場合、90パーツの印紙を付ける。印紙の添付が足りない場合、改めて印紙を全て付けるよう命令を発出する。

2) 印紙を消していない場合、出願人または代理人に消す手続を行うよう命令を発出するか、願書を受理する担当官が代わりに消すことができる。

1.5 署名認証

省令第5項は以下の通り手続するよう定めている。

1) 署名認証のみの場合、代理人選定または委任がなされた国に常設するタイ大使館または領事館で権限を持つ担当官を認証者とする。

⁸ 外国人就労禁止職業を定める勅令 仏暦 2522年

⁹ タイに居住するタイ国籍を持たない個人(外国人)による商標登録に関する手続のための委任に関する法律事務局記録 No. Phor.Nor. 0702/662 仏暦 2560年5月11日

¹⁰ 歳入法第107条および第111条

2) 署名の認証または代理人選定もしくは委任の認証の場合、代理人選定もしくは委任がなされた国の商務省に所属する常設事務所所長、または公証人、または現地の法律で書類の証人としての権限を有する者を認証者とする。

署名認証、代理人選定または委任の認証とは、書類が信頼できる証拠となるように、その書類が実際に存在すること、書類の正確性、または完全性を認証することである。行う人を“公証人”という。

公証人の署名は、面前での書類への署名の認証、または正本の真正な書類であることの認証、またはその他の種類の認証であり、その書類への証人の立場としての署名も含む。従って公証人の重要性は、その時、その場所で作成された書類の認証であるため、認証する公証人は代理人選定または委任がなされた国の公証人でなければならず、その法人が登記している国の公証人ではない。

公証人または書類認証の権限を有する者の署名権は、各国の法律に従うものとする。例えばドイツの場合、公証人法では委任を受ける公証人 (Appointed Representative) は公証人補佐 (Trainee Notary) に代わりにさせることができるため、公証人の署名権は場合に依りて各国の法律を検討しなければならない。いずれにせよ、省令第5項(2)では常に公証人を認証者と定めておらず、その現地の法律で書類の証人としての権限を有する者と定める者が認証者になることもできる。不明な点がある場合、登録官は認証者の立場を説明するよう命令することができる。

第5項第1段落(1)および(2)に基づき外国でなされた代理人選定または委任で、タイ大使館、タイ領事館、または代理人選定もしくは委任がなされた国の商務省に所属する常設事務所所長、公証人、または現地の法律で書類の証人としての権限を有する者と定める者を、署名の認証者または代理人選定もしくは委任の認証者とした場合、前述の組織に外国法人であることを認証する内容を述べさせることもできる。いずれにせよ、前述の組織が法人であることを認証するかしないかは、各組織の義務および権限に従う。前述の組織が外国法人であることを認証しない場合、その外国法人は自らが法人であることを認証することができる。

省令第5項第2段落に基づきタイで代理人選定または委任をした場合、パスポート写し、または一時的居住地証明書写し、または代理人選定または委任時にその者が実際タイに入国していたことを登録官に示すその他の証拠を提出しなければならない。この場合、如何なる組織にも認証させなければならない書類が無い場合、外国法人は自らが法人であることを証明することができる。

検討指針

1) 署名または代理人選定認証は、代理人選定または委任がなされた国で行わなければならない。認証者は国内にいないなければならない。例えば米国で委任が行われた場合、公証は米国でのみ行わなければならない。

2) 公証人が出願人の居住地と異なる国にいる場合、例えば米国に居住地がある企業でシンガポールの公証人の場合、署名、代理人選定または委任がシンガポールでなされたためシンガポールの公証人は認証が可能であることを示す内容がなければならない。前述の書類または内容が無い場合、正しく手続するよう命令 Tor.Khor.5 No.7 を発出する。

3) 例えばドイツのジュニア公証人など、その国の法律で書類の証人としての権限を有すると定める別の者が委任者の署名の認証者となる場合、権限があることを示す、または説明する書類も提出する。

4) 様々な場合における公証人認証、例えば、

(1) 何らかの法律に基づく法人であると法人格を認証するとき、例えば米国の法人の場合は USA と明記することができ、どの州か記載する必要はない。

(2) 署名のみを認証する、または捺印のみを認証する内容の中国、日本、韓国の認証も行うことができる。

(3) 証印、または認証する内容の記載、または責任を限定する内容の記載に対する認証も行うことができる。

(4) 公証人による認証だが、認証された国が記載されていない場合で、検討の結果国を明確に記載しなくてもどこで委任がなされたか推測することができる場合、その委任状の認証は合法的になされたと見なす。例えば、米国の州が記載されている場合は米国の公証人により認証されたことを推測することができる。どこで委任がなされたか推測することができない場合、登録官は出願人または代理人に対して説明するよう命令することができ、新たに委任状を提出するよう命令する必要はない。

5) 公証人が認証の期限日を明記した署名認証または代理人選定認証または委任認証は出願日から検討する。認証の期限が出願日前に切れている場合、その書類は公証人認証がないものとみなす。例えば委任状の代理人選定認証について、認証の期限が出願日前に切れている場合、その委任状は公証人認証がないものとみなすが、新たに公証人認証をおこなう、または新しい書類を提出するなどの補正を行うよう命じる命令 Tor.Khor.5 No.7 を発出することで、その委任状はまだ使うことができる。

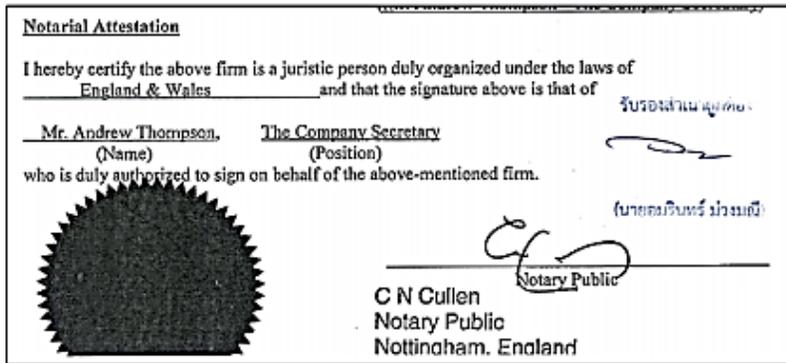
6) その署名が法律で権限を有する者かどうか疑わしい場合、登録官は代理人に追加で法律規則および詳細を説明させるために問い合わせることができる。

7) 公証人認証の内容見本

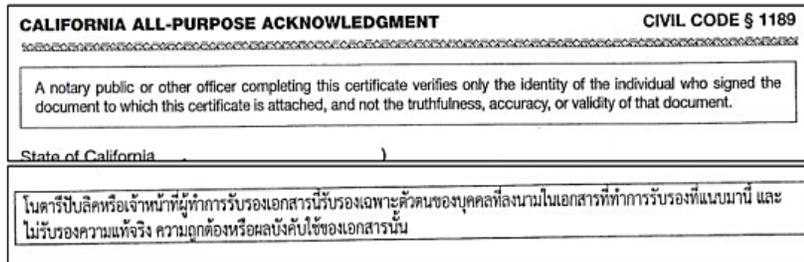
例 証印の場合



例 認証内容を記載する場合



例 責任を限定する内容を記載する場合



1.6 登録願書内の署名

1.6.1 自ら登録願書を申請する場合

- 1) 自然人の場合、書類内に全て署名しなければならない。
- 2) 法人の場合、署名は会社登記簿から検討し、書類内に全て署名しなければなら

なければならない。

1.6.2 電子システム e-Filing (Signed by DIP-CA) で登録願書を申請する場合、署名者は所有者または代理人でなければならない。

検討指針

- 1) 出願人が全てに署名していない場合、出願人に対して全て署名する、または全てに署名した新たな願書を提出するよう命令を発出する。
- 2) 登録願書への署名について、所有者または代理人が書類内に全て署名することができる。例えば1ページ目は所有者による署名で、2ページ目は代理人による署名とすることができる。
- 3) 電子システム e-Filing で登録願書を申請し、出願人が実際に署名した書類も添付した場合、基本的に e-Filing の書類を検討する。

2. 指定商品および役務の検討¹¹

2.1 指定商品および役務

- 1) 商品の特徴、機能、または用途を理解させるのに必要程度に明確で、適切で、理解しやすい語句またはフレーズを用いて、保護を希望する商品を明確に記載しなければならない。広すぎる記述であってはならず、またどの区分に属するか分からなければならない。
- 2) 登録願書への指定商品の記載は、複数の区分を記載することができる。
- 3) 複数の区分の商品を登録申請する場合、保護を希望する商品を区分ごとに明確に記載しなければならない。
- 4) 登録申請をした後、指定商品の追加を求めることはできない。ただし、指定商品の記載をさらに明確にする場合を除く。

検討の指針

- 1) 区分の検討は、商品および役務区分の指定に関する商務省告示¹²の、登録申請時に採用するバージョンに従うものとする。正しくない場合、出願人に対し正しい区分へ補正するよう命令を発出する。

2) 指定商品の検討

- (1) “タイ国において商標登録申請する指定商品および役務リスト” (<https://tmsearch.ipthailand.go.th/>) から検討する。
- (2) いずれの区分にも属さない場合、以下の規則を用いる。

(2.1) 指定商品 ある製品がタイ国において商標登録申請する指定商品および役務リスト (<https://tmsearch.ipthailand.go.th/>) のどの区分にも属さない場合、検討の参考となる規則として以下の点に注目する。

¹¹省令第9条 第12項の4 第14項

¹²商品および役務区分の指定に関する商務省告示 仏暦2560年6月14日

A. 完成品の場合、その製品の効果または用途に基づく区分に分類する。なおも区分マニュアルのどの区分にも属さない場合、文字順のマニュアルにある完成品と比較して区分を分類する。まだ分類できない場合は、その製品の製造に使われる材料またはその製品の作動の特徴から検討する。

B. 多目的または複数の用途がある完成品の場合（例えばラジオを搭載する時計）、その製品の効果または用途に基づく全ての区分に属することができ、本項に基づく検討規則でその製品がどの区分にも属さない場合は、A.の検討規則を使う。

C. 未加工または半加工の材料の場合、その材料の成分に基づく区分に分類する。

D. 他の目的に用いることができない製品の器具または部品の場合、その製品と同じ区分に分類する。しかし他の目的に用いることができる場合はA.の検討規則を使う。

E. 完成品かどうかを問わず、製品の製造に使われる材料に基づき区分が決められた製品で、その製品が様々な材料から製造される場合、その商品は製造で最も多く使われる材料の区分に分類する。

F. 製品を梱包する箱または容器の場合、その製品と同じ区分に分類する。例えば眼鏡と眼鏡ケースなど。

(2.2) 指定役務 ある役務がタイ国において商標登録申請する指定商品および役務リスト (<https://tmsearch.ipthailand.go.th/>) のどの区分にも属さない場合、検討の参考となる規則として以下の点に注目する。

A. 役務は役務区分の解説文および区分の説明文で指定する行為の動作の特徴に基づき分類する。記載できない場合は、文字順のマニュアルにある役務と比較することができる。

B. もののレンタルサービスの場合、そのもののサービスと同じ区分に分類する（例えば38類 電話レンタルサービス）。リース(Leasing)にはレンタル(Rental)サービスと類似した役務の特徴がある。いずれにせよ、分割払い式購入サービス(Hire-or-lease-purchase financing)は、金融に関連する役務のため36類に属する。

C. 助言、情報提供または指導サービスは、その助言、情報、指導の重要部分と関係する区分に分類する。例えば運搬に関する指導（39類）、経営に関する指導（35類）、金融に関する指導（36類）、美容に関する指導（44類）など。電子媒体または電話、コンピュータなどその他の媒体を介した助言、情報提供、指導は、役務区分の分類に影響を与えない。

D. フランチャイズ業は、所有者、権利許諾者の事業の種類と同じ区分に分類する。例えば、フランチャイズの経営に関する指導（35類）、フランチャイズの金融に関するサービス（36類）、フランチャイズの法律に関するサービス（45類）など。

(3) 指定商品が明確でない場合、例えば

- “どこで着ても見た目が良く、女性を惹きつけるコットンでできたシャツ”のように性質を記述した場合、“どこで着ても見た目が良く、女性を惹きつける”の削除命令を発出する。

- 例えば服飾品のように指定商品が広すぎる場合、シャツなど明確に補正するよう命令を発出する。

(4) 知的財産局の記述と比較し、検索できる一般的に使用する記述または辞書に記載がある場合、指定商品は音訳語で記載することができる。例えば、すし、にぎり、おこまきすし（訳注：原文まま）、てりやきチキン、たこやき。

(5) 指定商品の記述はタイ語と英語を併記することができ、英語表記の指定商品の削除命令を発出する必要はない。

(6) マドプロ出願で、出願人がタイ語のみで記述を記載した場合、登録官は、例えば幼児用シャツ（Baby Shirt）など、英語の記述をタイ語と併記するよう命令を発出する。タイ語または英語の記述が正しくない場合、正しく補正するよう命令を発出する。

(7) 出願人に指定商品の補正命令を発出し、出願人が登録官命令に従い指定商品を補正せずに、または全てを補正せずに補正書を提出し、登録官が2回補正命令を発出した場合、3回目は、命令に同意しない場合は出願人に審判請求の権利行使のみをさせるとし、登録官命令に従う補正をしない場合、期限内に補正書を提出したとしても出願人は登録官命令に従わなかったとして、出願を放棄したものと見なす旨を出願人に対し通知する。

(8) 1区分で出願した後に2区分に属することが判明した場合、異なる区分に属す商品の削除命令を発出する。例えば、3類の3品目、つまり1. ボディークリーム、2. コンディショナー、3. 鎮痛クリームを指定し、商品1-2は3類に属すが商品3が5類に属すとき、商品1-2を明確に補正し、商品3を削除するよう命令を発出する。このとき出願人が商品1-2を削除し、5類に属す商品3を残したい場合は可能である。

2.2 手数料の計算¹³

1) 手数料を規定する省令に基づき、指定商品／役務の手数料は区分ごとに計算し、1点から5点までは1点あたり1,000パーツ、5点を超える場合は一律で区分あたり9,000パーツとする。

2) 手数料の検討は、手数料を規定する省令の出願登録時に採用するバージョンに基づくものとする。

検討指針

記述の補正があったときは平均化して計算しない。例えば、出願人が18類2点(2,000パーツ)、24類10点(9,000パーツ)、25類2点(2,000パーツ)の3区分、計13,000パーツを指定し、その後登録官が補正を命令して出願人が24類を削除し18類を9点に補正した場合、平均化して計算せず、手数料を追加で(7,000パーツの追加)を納付しなければならない。

3. 称呼および翻訳の検討¹⁴

標章が外国語(英語、フランス語、ドイツ語、中国語、日本語、韓国語、スペイン語、イタリア語、ラテン語、アラブ語、ロシア語およびアジアの国の言語(9言語)、計20言語の語句またはフレーズからなる場合、タイ語の称呼および翻訳も記載しなければならない。ただしその国の言語のフレーズが翻訳できる場合ではない場合を除く。

中国語の場合、標準中国語と潮州語の称呼および翻訳を記載しなければならない。

検討指針

1) 称呼および翻訳を記載しなかった場合

(1) 全ての場合において称呼および翻訳を正しく記載するよう命令を発出する。

(2) 称呼および翻訳を記載せず、識別性のない語句の場合、称呼および翻訳を記載し、場合に応じて第7条または第17条命令を発出する。

(3) 称呼および翻訳を記載せず、識別性のある語句の場合、称呼および翻訳を記載するよう命令を発出する。

2) 正しくない称呼および翻訳を記載した場合

(1) 標章を検討した結果、登録すべき特徴がある場合は出願人に対して翻訳し直すよう命令を発出する。例えば語句"BOY"について出願人が"翻訳できない"または"少女"と正しくない翻訳を記載した場合、出願人に対し翻訳し直すよう命令を発出する。

¹³商標法仏暦2559年に基づく手数料を規定する省令 仏暦2559年7月26日

¹⁴省令第12項第11条

(2) 称呼および翻訳が正しくなく、識別性のない語句の場合、翻訳および称呼を記載するよう命令を發出せず、第7条命令を發出する。

(3) 称呼および翻訳が正しくなく、その部分が識別性はないが要部ではない場合、称呼および翻訳を記載するよう命令を發出し、第17条命令を發出する。

3) このとき出願人は、一般的に受け入れられている辞書または信頼できる翻訳機関が称呼および翻訳を証明する書類を参考書類として提出しなければならない。

4. 標章の外観の検討¹⁵

1) 登録願書に表す商標の外観は鮮明で、標章に表す全ての細部が見えなければならない。登録願書では、商標の外観のサイズを5×5 cm以内で示し、外観が5×5 cmを超える場合、縦と横から計算し、超えた分について1 cmあたり200パーツの手数料が発生する。

2) 色の集合の場合、出願人はその商標が何色から構成され、各色がどのような特徴で配置されているかも説明しなければならない。

3) 物の外形または形状の場合、全てが要部となる物の外形または形状について示さなければならない(つまり縦、横、奥行きまたは立体を示す標章)。このとき、出願人はその物の外形または形状を記述することもできる。

4) 音商標または音で構成する標章の場合、出願人はその音について明確に記述し(歌を歌う人の声、動物の唸り声、歌/音楽の音、その他の音など)、登録申請する音の鮮明な録音物を提出しなければならない。このとき、出願人は楽譜、音グラフ、またはその標章の特徴を示すその他の物を提出することもできる。

検討指針

1) 願書で表す商標の外観が鮮明でない場合、登録官は元の標章の変更ではなく改めて外観を送付するよう命令を發出する。出願人は既に鮮明であると説明することはできない。出願人は、同意しない場合に審判請求の権利を行使することができる。

2) 登録申請する商標の外観に2つの標章の特徴がある場合、登録官は通知書(Tor.Khor.9 No.10)を發出し、出願人に対し登録申請した通りの特徴での標章の使用について示すために説明するか証拠を提出させる。または登録官は出願人に対して1つの標章のみを残すよう標章の外観の補正命令を發出する。このとき登録官は、登録申請した特徴で標章が使用されていない場合、第63条に基づく登録の取消請求の理由となり得ると通知する。

¹⁵ 省令第11項、第11項 第11条の2

3) 標章の外観に㊟または同種の記号が含まれている場合で、標章の要部ではない場合、登録官は第15条(1)に基づき、出願人に対して前述の部分を削除するよう標章の外観の補正命令を発出する。

4) 色の集合

(1) まずはじめに、色の集合としての特徴を持つ標章かどうかを検討する。色の集合としての特徴がない場合、Tor.Khor.9 No.10を発出し、出願人に色の集合としての特徴がないことを通知する。出願人が説明しない場合、一般の標章として検討する。

(2) 色の集合の場合、または出願人が色の集合の標章であると説明した場合、引き続き場合に応じ第7条または第17条を引用して識別性があるかどうか検討する。

5) 物の外形または形状

(1) まずはじめに、物の外形または形状としての特徴を持つ標章かどうかを検討する。物の外形または形状としての特徴がない場合、Tor.Khor.9 No.10を発出し、出願人に物の外形または形状としての特徴がないことを通知する。出願人が説明しない場合、一般の標章として検討する。

(2) 物の外形または形状の場合、または出願人が物の外形または形状の標章であると説明した場合、引き続き場合に応じ第7条または第17条を引用して識別性があるかどうか検討する。

(3) 出願人が1面のみ残した図面の削除を申請した場合、元々の出願人の目的に沿っていないため、登録官は認めない命令を発出し、引き続き場合に応じ第7条または第17条を引用して識別性があるかどうか検討する。

6) 音商標の場合

(1) 音の説明文を記載していない場合、出願人に対して書式 Kor.06 を用いて音の説明文を記載するよう補正命令を発出する。

(2) 出願人が音の録音物を提出していない場合、出願人に対して書式 Kor.20 を用いて音の録音物を書面で提出するよう命令を発出する。

7) 標章の外観が5×5 cmを超える場合

(1) 自ら願書を申請した場合、縦と横から計算し、超えた分について1 cmあたり200パーツの手数料が発生する。

(2) e-Filing システムで登録願書を申請した場合、システム上に表示する手数料の通りと見なす。

5. 第28条および第28条の2に基づく権利の許可の検討

権利の請求とは、出願人が外国で登録願書を申請している、または標章を国際商品展示会に展示し、(タイで願書を申請する前の)外国における最初の出願日、または前述の商標を付した商品を展示した日から6か月以内にタイで前述の商標の登録願書を申請した場合、外国における最初の出願日、または前述の商標を付した商品を展示した日のうちいずれか先に来る日をタイにおける出願日と見なすことを意味する。

5.1 第28条 出願人が最初に外国で登録願書を申請をしており、外国における最初の出願日をタイにおける出願日と見なすよう請求する場合、実務上“優先権主張”¹⁶と呼ぶ。

1) 第28条に基づく権利主張の申請の場合、出願人は外国における最初の出願日から6か月以内に、書式 Kor.10 に基づく優先権主張申請書と共に、書式 Kor.01 に基づく登録願書を申請し、以下の証拠資料を提出しなければならない。

(1) 外国で申請した登録願書の写しで、その国の登録権限を有する者による複写認証がなされたもの。

(2) 外国の登録願書が拒絶、取り下げまたは放棄されていないことを出願人が示した証明書類。

(3) 外国語の書類の場合、タイ語翻訳を添付し、複写認証しなければならない。

2) 第1項(1)(2)(3)の証拠を書式 Kor.01 に基づく登録願書と書式 Kor.10 に基づく優先権主張申請書と共に提出することができない場合、出願人は60日以内の延長を申請できる書式 Kor.19 に基づいた延長申請書を提出しなければならない。延長した期限内に証拠資料を提出しなかった場合、登録官は出願人が第28条に基づく権利主張の申請を希望しないと見なし、引き続きその登録願書を検討する。

検討指針

1) 出願人が書式 Kor.10 に基づく優先権主張申請書に記載する標章は、書式 Kor.01 に基づく標章と同一の標章でなければならない。このとき、標章の外観の特徴を重点に検討する。

(1) 文字標章は、フォントと特徴が同一でなければならない。例えば標章“ADVA”が、他国の標章は“ADVA”、“adva”であり、フォントの特徴または大文字と小文字が異なるなどして標章が異なる場合は、別の標章と見なし、許可しない命令を発出する。

(2) 標章の色について、外国で登録申請した標章とタイで登録申請した出願が異なる色の場合、同一の標章と見なす。ただし色の集合の場合を除く。

(3) 外国で登録申請した標章が Series Mark で、Series Mark のうちいずれか一つの標章がタイで登録申請した標章と一致する場合、同一の標章と見なす。

¹⁶ 第28条に基づき外国における最初の出願日をタイにおける出願日と見なすよう請求することに関する知的財産局告示

2) 外国で登録申請した指定商品はタイで登録申請する商品を包含していなければならない。

(1) 外国出願の商品区分がタイ出願の区分と異なる場合、タイで登録申請した商品を包含するか検討する。

(2) 登録官が指定商品を補正するよう命令を発出する場合、第28条の検討を待たせることができる。

3) 外国で申請した登録願書写しにはその国の登録権限を有する者による複写認証がなければならない。

4) 外国の登録願書が拒絶、取り下げまたは放棄されていないことを示す証明書類について、その証明は所有者またはタイもしくは外国で委任された代理人による証明でもよい。

5) 書類が外国語の場合、タイ語の翻訳書類を添付し、複写認証しなければならない。

6) 外国における最初の出願日から6か月以内に申請した標章である。

7) 出願人には以下いずれか一つの資格があること。

(1) タイ国籍である。

(2) またはタイに本社がある法人である。

(3) タイも加盟している商標保護に関する国際協定または合意の加盟国の国籍である。 ** (多くはこの部類)

(4) タイ国籍である者またはタイに本社のある法人に登録申請を許可する国の国籍を持っている。

(5) その国とタイが、相互に前述の権利を与える合意をしている、またはその国が正式に前述の権利を与える通知をしている。

(6) タイ国内、またはタイも加盟している商標保護に関する国際協定もしくは合意の加盟国に住所がある者、または工業もしくは商業を真摯に営んでいる。

8) 登録官が、出願人に対して第28条の権利主張を認めない場合、以下のような形式の内容の命令 TorKhor.9 No.10 を発出し出願人に通知することができる。

“書式 Kor.01 に基づく標章の外観が外国の登録願書と異なる（フォントの特徴が異なる）ため、第28条に基づく権利主張を認めない。”

“指定商品が外国の登録願書と異なるため、第28条に基づく権利主張を認めない。”

“外国における出願日から6か月を徒過して申請した標章であるため、第28条に基づく権利主張を認めない。”

9) 例えばフォントの特徴が異なる、または指定商品が包含されていないなどで出願人が60日の書類追完期限を徒過した後に標章の外観または指定商品の補正を申請した場合、出願人が書式 Kor.06 を提出したとしても、登録官は認めない命令を発出する。

5.2 第28条の2 出願人が、ある商標を使用した商品を、タイまたはタイも加盟している商標保護に関する国際協定もしくは合意の加盟国の政府機関、国营企業もしくはその他の国の機関によってタイまたはその加盟国において開催された国際商品展示会で展示した場合、またはタイ政府がその国際商品展示会の開催を証明した場合で、その商標の所有者がその商標を付した商品を展示した日もしくは外国における最初の出願日のいずれか先に生じた日から6ヶ月以内にタイ国内でその商品展示会で展示した商品について商標を登録申請をした場合、その商標の所有者は第28条第1段落に基づく権利主張を申請することが出来る。このとき、その申請は第28条で定める期間の延長であってはならない。

第1段落に基づく国際商品展示会と見なす商品の展示会の開催および権利主張の申請は、省令で定める規定、条件および手続に従うものとする。

省令第12項の2 商標出願人が第28の2に基づく権利主張の申請を希望する場合、以下の証拠書類と共に登録願書および第28条の2に基づく権利主張申請書を提出しなければならない。

(1) 出願人が登録申請した商標を付した商品を国際商品展示会に展示したことを示す証拠

(2) タイ政府がその国際商品展示会開催を証明する者である場合、タイ政府が発行する国際商品展示会の開催証明書。または、タイまたはタイも加盟している商標保護に関する国際協定または合意の加盟国の政府機関、国营企業もしくはその他の機関が国際商品展示会の開催者である場合には、その国の政府機関、国营企業もしくはその他の機関が発行する国際商品展示会の開催証明書。

(3) 外国で申請した登録願書の写しで、その国の登録権限を有する者による複写認証がなされたもの(ある場合)。

(4) 前述の書類(1)(2)および(3)が外国語の場合はその翻訳の写し。

第1段落の国際商品展示会とは、参加者に商品を展示または販売提供する目的で開催するもので、2か国以上の国から商品を展示または販売提供する参加者がいる展示会をいう。

省令第12項の3 登録願書と共に第12項の2に基づく証拠書類を提出できない場合、出願人は、登録願書および第28条の2に基づく権利主張申請書と共に、局長が告示する書式に基づく延長申請書を作成しなければならない。この場合、登録官は登録願書の申請日から60日以内の延長をできる権限を有する。

出願人が第1段落に基づく期限内に証拠書類を提出しなかった場合、出願人は第28条に基づく権利主張の申請を希望しないと見なし、登録官はその登録願書の検討を続ける。

6. 登録願書内の項目補正の検討¹⁷

登録願書内の項目補正は以下の場合におこなうことができる。

1) 標章は、要部ではない補正とし、補正する標章を示した書式 Kor.06 を使い補正申請書を提出しなければならない。標章の要部を補正する場合、出願人は新規で登録願書を申請しなければならない。

2) 区分および指定商品は、明確にする補正とし、書式 Kor.06 を使う。指定商品の追加となる場合、出願人は新規で登録願書を申請しなければならない。

3) 例えば所有者名／住所、代理人名／住所、連絡先、代理人選定／取消などその他の場合の補正は、証拠と共に書式 Kor.06 を使い、補正申請書を提出しなければならない。

検討指針

1) 登録官が標章の外観の補正を認め、商標の外観のサイズが5×5 cmを超える場合、縦と横から計算し、超えた分について1 cmあたり200パーツの手数料が発生する。

2) 標章の構成、比率など、要部の補正の場合は認めない命令を発出し、出願人は新規で登録願書を申請しなければならない。なぜなら、出願人は申請前に標章の外観をよく確認しているからである。

3) 区分および指定商品について、書式 Kor.06 を使い明確に指定商品を補正する。指定商品の追加となる場合、以下のような形式の内容で認めない命令を発出し、出願人は新規で登録願書を申請しなければならない。

“・・・日付け書式 Kor.06 に基づく指定商品の補正を認めない。なぜなら商品 No..... は書式 Kor.01 に基づく登録願書がなく、商品をさらに明確にする補正ではないためである。従って、前述のような場合は第11条および省令第14項に基づく指定商品の追加であり、出願人は新規で登録願書を申請しなければならない。”

¹⁷ 省令第13項 第14項

4) 補正申請書（書式 Kor.06）の検討について、出願人の署名が登録願書（書式 Kor.01）と異なると認められる場合、出願人に書式 Kor.20 を使いその署名について陳述書を提出するよう命令を発出する。

5) 商標の所有者によりなされていない登録申請または商標の権利譲渡を防ぐため、標章の外国法人の所有者名の変更は、複写が証明された法人名の変更を示した証拠がなければならない。（このとき、公証人、所有者、または代理人の証明でもよい）。

6) 標章の外国法人の所有者名の変更、例えば“ソニー カブシキ ガイシャ”を“ソニー コーポレーション”と変更申請する場合、変更を申請する名称は同一の法人であり、所有者名として変更する名称を使用する意図があることを示した、公証人が認証する内容を含んだ標章の所有者からの陳述書がなければならない。このとき、変更する所有者名を明記した新たな委任状を合わせて提出する。

7) 所有者または代理人（自然人、法人名）の名称、住所の補正を申請する場合、名称変更書類、会社登記簿などの変更を示す証拠を提出しなければならず、新たに委任状を提出する必要はない。

8) 所有者名のスペルまたは読み方を補正する場合、委任状の翻訳などの書類を合わせて提出しなければならない。

9) 例えば、株式会社を公開会社に変更するなど、出願人が標章の所有者を変更したい場合、譲渡申請書（書式 Kor.04）を提出しなければならず、書式 Kor.06 を使って変更することはできない。なぜなら、別の法人とみなすためである。

第2部 登録すべき特徴の検討

登録官は願書および願書内の項目を検討した後、その商標に登録すべき特徴があるか検討する。このとき第6条に基づく以下3つの特徴を検討しなければならない。

1. 第7条に基づき識別性のある商標であること
2. 第8条に基づき禁止しなければならない特徴のない商標であること
- 2 第13条に基づき他人の商標と同一または類似する商標でないこと

1. 識別性のある商標の検討

識別性のある商標かどうかの検討は第7条に基づき検討する。同条第1段落では識別性のある商標、つまり公衆またはその商品の使用者にその商標を使った商品が他の商品と異なることを知らせ理解させる（同じ種類の商品の所有者を識別することができる）特徴のある商標の意味について説明している。

識別性には以下2つの特徴がある。

- 1) 第7条第2段落(1)から(11)に基づく本質的な識別性
- 2) 第7条第3段落に基づく使用による識別性。つまり第7条第2段落(1)から(11)に基づく識別性のない商標で、出願人が、大臣が告示する規則に基づきその商標を使った商品が周知されるまで販売、普及または宣伝し、その証拠が前記規則に基づいて正しく行われたと証明することができる場合、識別性があるものと見なす。第7条第3段落に基づく識別性の証明は、第7条第1段落に基づき識別性のない標章には用いない。

識別性のレベルは、上から下の順に以下のように分けることができる。

1) 独創的標章 (Fanciful Mark)とは、例えば Kodak Pepsi など、翻訳または意味のない、商標として使用するため自ら創作した語句の標章をいう。その新たに創作した語句が登録申請した商品の特徴または性質を直接表示するかどうかも検討し、表示しない場合、このような標章には本質的な識別性があり、識別性は最も高い。

2) 恣意的標章 (Arbitrary Mark)とは、元々意味のある語句、図形標章、音商標であるが、その標章を使った商品の特徴または性質を直接説明または言及しない標章をいう。例えばラクダを意味する Camel を34類のタバコに使用すると、ラクダとタバコには関連性がなく、商品の特徴または性質を説明していない。このような標章には本質的な識別性があり、独創的標章に続いて識別性がある。

3) 示唆的標章 (Suggestive Mark)とは、商品の品質または特徴または性質を示唆する標章をいい、消費者は商品に関する特徴または性質を理解するために、もう一段階想像力を使う、または思考する、または翻訳しなければならない。このような標章には商標として登録できる程度に識別性がある。例えば、バスの役務に対する Greyhound について、まずサービスを受ける者は Greyhound とは何か考えなければならない。Greyhound とは体と脚が長い速く



走る犬種で、米国の公共バスサービスの商標である。または、標章「**Make THE Difference**」について、“Make THE Difference”は、“違いを生じさせる”とまとめて訳すことができ、商業銀行サービスについて単に紹介する語句であって、公衆または消費者に商業銀行サービスの特徴または性質を即座に知らせる、または理解させる語句ではなく、サービス利用者は想像力を働かせて出願人の商業銀行事業に関するサービスが他人のサービスとどのように異なるか知ることができる（最高裁判例 2587/2559（2016））。

4) 記述的標章 (Descriptive Mark)とは、商品の目的、使用、品質、特徴、性質、成分または地理的な出所を言及する標章をいい、消費者は理解力または想像力に依拠する必要なく標章と商品の関連性を即座に知ることができる。つまり、商品の特徴または性質を直接表示する特徴のある標章である。このような標章には識別性がない。ただし、使用により識別性またはセカンダリーミーニング (Distinctive through use or Secondary meaning) を獲得している場合に限り識別性がある。例えば、テレビに対して鮮明を意味する Sharp、クッキーに対してパリパリな、サクサクと噛む音を意味する Crunchy。

5) 普通名称標章 (Generic Mark)とは、商品と呼ぶときに使う一般的な語句、またはその商品自体を呼ぶときに使う名称からなる標章をいう。例えば豆に対して Peanuts は、豆の商品に対し商標として使用することはできない。または、印刷機に対する Printer。このような標章は、どれだけ長く使用していても商標として登録できる識別性がない。なぜなら如何なる者もその語句について排他的権利を持つべきでないからである。

1.1 第7条第1段落

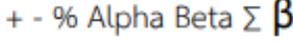
第7条第1段落の意味に基づき識別性のない商標には、全ての業界、全ての事業、全ての人の集団の公衆が使用できるものという特徴がある。従って、全ての商品区分を検討し、公衆またはその商品の使用者にその商品を使った商品が他の商品と異なることを知らせるまたは理解させる特徴がない。例えば、

1) 一般的に使われる語句とは、一般的となった意味を持つ語句である。全ての業界、全ての事業、全ての人の集団の公衆が使用でき、如何なる者もその語句の排他的使用権を持つべきではない。普通名称 (Generic Term) または商品名も含む。

例 一般的に使われる語句および記号

- (1) 国際的なことを表す語句 例えは International Global など
- (2) 保証することを表す語句 例えは Guaranty Warranty など
- (3) 商品の型またはレベルを表す語句 例えは Series No. Class Generation Type など
- (4) 色のグレードを含む色の名称 例えは Green、緑、Dark Silver、濃い灰色 など
- (5) 数字および文字および数量の音訳 例えはエー、ビー、ワン、ツー、いち、に、First Second Twin Double XLVI (ロマン数字 4 6) など
- (6) 病名 例えは新型コロナウイルス HIV AIDS SARS MERS EBOLA H1N1 など
- (7) 国、言語に関連する語句 例えは米国に関することを意味する語句“アメリカン” Italian、German モン族、アカ族、日出る国、Silkroad、サーイマイ通り など

(8) 通貨の語句または記号 例えは  など

(9) 数学の語句または記号 例えは  など

(10) 一般的に使われる図記号 例えは

- 障がい者の記号 
- 男性女性を表す記号 
- ピンを立てた場所に代わり使う記号 
- 再生 (play) を意味する記号  早送り (Fast Forward) を意味する記号 
- 電気機器のオンオフの指示を表す記号 
- Wi-Fi の代わりに使う記号 
- 安全を示す標章、医療系の標章を意味する、白地に緑色の十字または緑地に

に白色の十字の記号



(11) その他 例えは Eco 3D 4D Tec Tech Technology オリジナル オーガニック Classic など

2) 一般的な記述フレーズ 一般的な意味を持つフレーズ。全ての業界、全ての事業、全ての人の集団の公衆が使用でき、所有者を識別することができず、如何なる者にもその語句の排他的使用権を持たせない。

例 識別性のない一般的な記述フレーズ

(1) 諺、格言、慣用句、祝辞、挨拶の言葉、また他言語の同様の言葉を含む。例えば、like trying to swim upstream (あえて難しい道を選び一生懸命やること) 誕生日おめでとう、こんにちは、など。

(2) 用語(phrase)の英語表記 まずシートベルトを締めることを意味する Buckle up first、非常に簡単なことを意味する Easy-Peasy。

(3) フレーズまたはスローガン 例えば、生活のためのテクノロジー TREAT THE CONDITION TRANSFORM THE LIFE, MAKE IT BETTER、一生懸命、人生に限界はない、高品質、質と価格ともに見合う など

(4) 用語の略 例えば LOL (Laugh Out Loud の略)、FYI (For Your Information の略)

(5) 曜日、月を説明の形態で表示する場合は、第7条第1段落に基づき一般的なフレーズと見なすが、例えば 1 Jan 2020, Jan-Jun, 1 Jan – 15 Jan など、製造日、賞味期限の形態の場合は第7条第2段落(2)に基づく記述語句と見なす。しかし例えば月曜日、MONDAY、6月、June など、曜日、月を商標として使用した場合は恣意的に使用できる語句と見なし、識別性がある。

3) 幾何学形状または一般的な模様の場合、公衆がその模様を商標として覚える、または認識するかどうかを検討する。例えば、その幾何学形状または模様にはどのような特別な特徴があるか、商品に限らず一般的に使用される模様かどうか、加えて他の事業者にもその幾何学形状または模様を使用する権利があるべきかを検討する。このように、例えば衣服やカバンの模様など、商品上で繰り返し表される、または範囲に終わりが無い幾何学形状または一般的な模様 (Pattern) は登録ができない。

識別性のない模様の例



検討指針

一般的に使われる語句または一般的な記述フレーズの場合、登録申請した全ての商品と検討を行い、標章の要部に識別性がない場合、登録官は第7条第1段落および第16条に基づき登録拒絶命令を発出する。

1.2 第7条第2段落

第7条第2段落 要部とする部分に以下いずれかの特徴がある、または含む商標には識別性があると見なす。

1.2.1 第7条第2段落(1) “特別な態様で表し商品の特徴または性質を直接表示しない、名前、通常理解される意味に基づく姓名ではない自然人の姓名、法律に基づく法人名のフルネーム、または商業上の名称”

“特別な態様で表した”とは、普通の形態の配置ではない特徴で表すことをいう。例えば湾曲した形や、他の物（線、図形、幾何学形状、影、色）または異なるサイズの標章の要素の使用などから構成する、など。名前、姓名、法人名および商業上の名称全てに当てはまる。

“商品の特徴または性質を直接表示しない”は、第7条第2段落(2)に基づき検討する。

以下5つの場合に分けて検討することができる。

1) 名前

識別性のある人の名前には以下の規則がある。

(1) 例えば一般的な人の名前である Mr.ナデート（著名ではない人の名前）など、敬称を含む苗字のない人の名前、および一般的に名前が周知されている人の名前（著名人）、並びに、見たときに名前だとわかる名前。例えばマノートおじさんは識別性があるが、特別な態様で表し、商品の特徴または性質を直接表示してはならない。例えば（特別な態様で表した）Mr.ナデートには識別性があり、敬称をディスクレームさせる必要はない。

(2) 敬称とは、状態、学術的な役職、階級、あらゆる地位、または位階勲等を表すために人の名前の前に使う語句をいい（規則1.1 所有者／代理人に関する詳細を参照して検討する）、例えば Ms. Mstr. Prof. Mr.など、敬称の略は文法通り正しく表さなければならない。

(3) 敬称がない、または名前として表す他の語句がない場合、人の名前と見なさない。（商品の特徴または性質を表示するか検討する）

識別性のある例



識別性のない例

Mr. アムヌアイ Ms. ソムシー

2) 自然人の姓

識別性のある自然人の姓の規則には以下の規則がある。

- (1) 自然人の姓は通常理解される意味に基づく姓であってはならない。
- (2) 人の姓は、名前を含んでも含まなくてもよい。名前を含む場合、3) 自然人の姓名に基づき検討する。
- (3) 特別な態様で表し、商品の特徴または性質を直接表示してはならない。
- (4) 通常理解される意味に基づく姓とは、一般に周知されている姓(有名な姓)をいい、たとえ特別な態様で表し商品の特徴または性質を直接表示していなくても、識別性はない。例えばティナスノン Kylie Jenner または Elon Musk。
- (5) 例えばトムヤンディー ジョックモック タイトーンカム ミットラチャイなどのペンネーム、芸名は本条項に基づく姓と見なさない。

通常理解される意味に基づく姓(有名な姓)かどうか検討する際の参考基準

- (1) 信頼できる辞書またはインターネットで情報を調べる
- (2) 有名な時期を問わず国内外で有名な姓、**例えば**
 - 公共の人、国の指導者
 - 特定の群の有名人 例えば世界的な賞の受賞者 デザイナー サッカー選手、アメリカンフットボール選手、テニス選手、ランナー、サイクリング選手、水泳選手、体操選手 e-sport 選手またはその他の競技の選手 Pop 歌手 K-Pop 歌手 J-Pop 歌手 ロック(Rock) 歌手 Country 歌手 Jazz 歌手、人生を歌った曲の歌手 ルークトゥン歌手 タイまたは海外の俳優、ハリウッド俳優、ボリウッド俳優、韓国ドラマの俳優、中国ドラマの俳優
 - その他の形態で公衆に知られている人。例えばソーシャルメディアを含む様々な媒体で知られている人、大会またはコンテストの参加者または勝者など。

識別性のない一般に知られている姓の例

ティナスノン、 シンペアチャー、トランプ、Nobel、Da Vinci

3) 自然人の姓名

識別性のある自然人の姓名には以下の規則がある。

- (1) 見た時に人の姓名だと分かる場合、姓名には敬称を含んでも含まなくてもよい。例えば Tae Ashida、ソムワン スーンソンなど。
- (2) 通常理解される意味に基づく姓名でない場合、2) 自然人の姓の規則に従い検討する。

(3) その者から許可を得ていなければならない。またはその者が故人の場合にはその親、子孫、もし配偶者がいる場合は配偶者からの許可を得なければならない。

(4) 出願人が通常理解される意味に基づく姓名の所有者である、または実際に知られている姓名の所有者から許可を得ており、出願人が実際の所有者または許可を得ていることを示す証拠がある場合は、識別性があると見なす。例えば俳優、役者、歌手、サッカー選手など。

(5) 特別な態様で表し、商品の特徴または性質を直接表示してはならない。

検討指針

1) 自然人の姓名は標章の所有者の名前と合わせて検討する。

(1) 標章の所有者の姓名である場合、姓名の使用許可書／同意書はなくてもよい。

(2) 標章の所有者の名前ではない他の者の姓名の場合、例えば標章の所有者 Mr. ソムワン スーンソンがマニー ミナーという標章を申請する場合、その者からの姓名の使用許可書／同意書がなければならない。またはその者が故人の場合には、その親、子孫、配偶者がいる場合は配偶者からの許可を得なければならない。同意書がない場合、登録官は以下のような内容の命令 TorKhor.5 No.7 を第 1 2 条に基づき発出することができる。

“その者から許可を得ていることを示す書類を提出すること。またはその者が故人の場合にはその親、子孫、配偶者がいる場合は配偶者から許可を得なければならない。”

2) 例えば Tae Asihda マニー ミナーなど、敬称のない自然人の姓名で、検討の結果、人の姓名の可能性があると判断した場合、信頼できる辞書またはインターネットで情報を調べる。

情報が見つからず、まだ人の姓名かどうか疑いがある場合、登録官は以下のような内容の命令 TorKhor.5 No.7 を第 1 2 条に基づき発出することができる。

“出願人は人の姓名であるかどうかを示すための証拠を提出すること。人の姓名である場合には、その者から許可を得ていることを示す書類を提出すること。またはその者が故人の場合にはその親、子孫、配偶者がいる場合は配偶者から許可を得なければならない。”

識別性のある例



4) 法人名のフルネーム

識別性のある法人名のフルネームには以下の規則がある。

(1) 法律に基づく法人名のフルネームとは、法人格を表す語句を含む法人名、例えば民商法などに基づき設立されたタイ法人および外国の法律に基づく法人を含む法人名をいう。その法律で法人名をどのように記載しなければならないか定めている場合、本項もその法律が定めるように記載しなければならないことを意味する。

- タイ法人 民商法（合資会社、株式会社）または公開会社法に基づき、その法律で法人名をどのように記載しなければならないか定めている場合、本項もその法律が定めるように記載しなければならないことを意味する。例えば Nanny Cosmetics 株式会社、Charoenchai 合資会社など。

- 外国法人 その国の法律で法人格を表す語句を記載してもしなくてもよいと定めている場合を除き、法人名には法人格を表す語句を含めなければならない。このとき、委任状から検討する。

(2) 特別な態様で表し、商品の特徴または性質を直接表示してはならない。

識別性のある例

Uyemura & Co. Ltd.

5) 商業上の名称

識別性のある商業上の名称には以下の規則がある。

(1) 商業上の名称とは、例えば、店、商店、商業、手工業など明確に事業形態を表す語句を含んだ事業で使用する名称であり、例えば CHAIXI MEEKIAO（チャイシー ミーギアオ）、CH. KARNCHANG（ガーンチャン）、Kor Panich（コーパーニット）、Toa Kang Goldsmith（トガン金行）、K. Printing などである。¹⁸

(2) 特別な態様で表し、商品の特徴または性質を直接表示してはならない。

¹⁸ 広く検討するにあたり、商業上の名称は、事業形態を表す語句を含まない場合がある。（例えば Jae Nid Shop, Ploen, Thipsamai, Den）。または、Vintage Cut Top Value Beef Buffet、Butter Roast、SPEED-D、Fast Printing など、商品または役務の特徴または性質を説明する特徴のある名称である場合がある。商業上の名称は、第7条の他の特徴に基づく識別性がある、または商標として登録すべき特徴がない場合がある。

(3) 登録できる場合、その事業形態を表す語句についてディスクレームさせることができる。

例 識別性のある商業上の名称



1.2.2 第7条第2段落(2) 商品の特徴または性質を直接表示せず、かつ大臣が告示する地理的名称でない語句またはフレーズは、以下2つの場合に分けて検討することができる。

1) 商品の特徴または性質を直接表示しない語句またはフレーズ

(1) 商品の特徴または性質を直接表示する語句またはフレーズとは、その商品または役務の特徴、形状若しくはサイズがどうなのかを即座に知らせるまたは理解させる意味を持つ語句またはフレーズをいう。

例えば、商品の材料、商品の容器の外形および形状、商品の製造工程または期間、商品のその他の特別な特徴、商品の使用方法または使用量、商品の数量、商品の価格、サービスを受ける場所、サービスの提供方法、サービス提供の手順または期間、サービスを受ける方法またはその回数、サービス料など。このとき、他言語の音訳通り書かれた語句（音訳語）、意図的に文法の規則と異なる文字で書かれた語句、前述の語句の逆さ言葉も含む。

記述の形態で表示する曜日、月の場合は、第7条第1段落に基づき一般的なフレーズと見なすが、例えば 1 Jan 2020, Jan-Jun, 1 Jan – 15 Jan など、製造日、賞味期限の形態の場合は第7条第2段落(2)に基づく記述語句と見なす。しかし月曜日、MONDAY、6月、JUNE など、曜日、月を商標として使用した場合は恣意的に使用できる語句と見なし、識別性がある。

(2) 商品の性質を直接表示する語句またはフレーズとは、その商品／役務にどのような性質、効用、または効能があるのか等を即座に知らせるまたは理解させる意味を持つ語句またはフレーズをいう。

例えば、商品の品質、商品の効率、商品の目的、サービスから得られる品質またはその他要素、サービスの効率、サービスの目的で、プラスの性質またはマイナスの性質かは問わない。このとき、他言語の音訳通り書かれた語句（音訳語）、意図的に文法の規則と異なる文字で書かれた語句、前述の語句の逆さ言葉も含む。

検討指針

1) 登録官はその標章の意味を結論付ける際に、信頼できるインターネットなど、信頼できる出所から情報を収集することができる。

2) 商品の特徴または性質を直接表示するか否かの判断について、登録官は適度を超えて個人の想像力を用いるべきではない。

3) 商品の特徴または性質を直接表示しない語句またはフレーズかどうかは、語句またはフレーズにその特徴または性質について知らせる意味があるか検討しなければならない。次に、その語句またはフレーズが消費者に対し即座にその特徴または性質を理解させる、または僅かな思考でその特徴または性質を理解させることができると判断した場合、**その語句またはフレーズはその商品の特徴または性質を直接表示する語句と見なす**。しかし、その語句またはフレーズに特徴または性質に関する意味があり、次にその語句またはフレーズは消費者が適度な思考でその商品の特徴または性質を知ることができると判断した場合、商品の特徴または性質を直接表示する語句またはフレーズと見なさない。

例 語句 STEELSCREWS はスチールスクリューと読み、スチール製のスクリューを意味する。金属製ネジに使用した場合、消費者に金属製のネジだと即座に理解させることができるため、その商品の特徴または性質を直接表示する語句である。

4) 商品の特徴または性質を直接表示する語句またはフレーズには以下の特徴がある。

(1) 意味または翻訳のある語句またはフレーズ

複数の意味があり、いずれか1つの意味が商品の特徴または性質を直接表示する場合、識別性がないと見なす。このとき、その語句の略語または略した文字も含む。

例

- COOL は冷たい、すばらしい、涼しくなる、涼しくする、現代的を意味する語句で、第17類の指定商品である光学フィルムに使用すると温度を下げる光学フィルムと理解させることができるため、商品の性質を直接表示する語句である。25類の指定商品であるシャツに使用した場合、美しく現代的な商品であると理解させることができるため、商品の性質を直接表示する語句である。

- Max は Maximum の略語、Tech、Tec は Technology の略語、Eco は Ecological の略語、Pro は Professional の略語である。これらの略語が、消費者にその商品の特徴または性質を即座にまたは僅かな思考で理解させることができる場合、その語句は商品の特徴または性質を直接表示する語句と見なす。

(2) 他言語の音訳通り書かれた語句（音訳語）は、その言語の意味または翻訳から検討する。

例 タイ語の“おいしい”の称呼を模して書かれた AROY-DEE は、調味料に使用すると、商品の特徴または性質を直接表示する語句である。

(3) 意図的に文法の規則と異なる文字を用いて書いた語句またはフレーズで、称呼を検討するとその語句またはフレーズに意味があり、その意味が商品の特徴または性質を直接表示すると理解させることができる場合、創造した語句と見なさない。

(4) 2つ以上の意味のある語句を結合して書いた語句またはフレーズで、その意味が商品の特徴または性質を直接表示すると容易に解釈することができる可能性がある。

例 Clearview は、Clear が澄んだ、はっきりしたを意味し、view は視界、見ることを意味する。合わせて翻訳するとはっきり見ることを意味し、コンタクトレンズに使用するとはっきり見えるコンタクトレンズだと理解させることができ、商品の性質を直接表示する。

(5) たとえ特別な態様に装飾したとしても、その商品の特徴または性質を直接表示する語句またはフレーズには識別性がない。

例



を飲食料品サービスに使用



を飲食料品サービスに使用



を化学品に使用

5) 特別な態様に装飾した商品の特徴または性質を表示する意味のある語句と図形の標章で、語句が標章の要部でない場合、第17条に基づくディスクレーム命令を発出することができる。

例



を肉からつくられたスナックに使用する場合、第17条に基づき語句“豚のオードブル”に対してディスクレームさせることができる。

2) 語句またはフレーズは大臣が告示する地理的名称であってはならない。¹⁹

(1) 地理的名称とは地理上の場所の名前で、タイまたは外国の地理的な場所かは問わない。

(2) 以下の地理的名称は第7条第2段落(2)に基づく地理的名称と見なす。

1. 国名、国の連合名、地域名、または国と同様の特徴がある自治区

例 東南アジア地域、アセアン、ASEAN、欧州連合、European Union、スカンジナビア、カナダ

2. 大陸名、地区名、州名、省名、または国の首都名

例 アジア、ヨーロッパ、アフリカ、バイエルン州、シーサンパンナ・タイ族自治州、Tascan、テキサス州、キャンベラ、メルボルン、バンコク都

3. 大洋名

例 北極、パシフィック インド アトランティック

4. タイの一般公衆に広く知られているその他の地理的名称 例えば特別郡、半島、海、湾、島、湖、山、川、県、港町、郡、通りなど

例 中東、バルト半島、死海、テムズ川、ガンジス川、コーン川、長江、センセーブ運河、ジヨムティエンビーチ、ドイプイ山、ドイワーリー山、プークラドゥン山、カオキッチャクット山、チアオラーンダム、タイの全ての県と郡、ラーンサカー地区、サムヤーン、ケーラーイ交差点、ジャルンクルン通り、カオサン通り、シーロム通り、タープラチャン、プット橋、Route 66、パッポン、ソイカウボーイ、ソイターンプーインパホン

上記の地理的名称は、公式名に限らず、略称、旧名、または一般的な呼び名も含む。

例 サイアム、ランナー、コラート、マレー、Nippon、Burma、Java (ジャバ)、ノルディック

検討指針

1) たとえ特別な態様に装飾したとしても、地理的名称は登録できない。

2) 他言語で地理的名称の音訳通り書かれた語句(音訳語)も地理的名称と見なす。

¹⁹商標法 仏暦2534年、改正商標法 仏暦2559年第3版第7条第2段落(2)に基づく地理的名称の規定に関する商務省告示 仏暦2559年7月21日

例

- 中国語の“クン Lun”の通り書かれた  は、中華人民共和国 新疆省の山の名前であり、地理的名称で識別性はない。

- クルンテープと読む Krungthep 「」はタイの首都名であり地理的名称で、識別性はない。

- サムイと読む「」はスラータニー県の島の名前であり地理的名称のため、特別な態様に装飾したとしても登録はできない。

- フジと読む「」は日本の火山の名前であり地理的名称のため、特別な態様に装飾したとしても登録はできない。

3) タイの一般公衆に広く知られているその他の地理的名称は、タイの一般公衆の認識度から検討する。例えば、有名な観光地および有名な町、有名な場所、世界遺産の町など。また、第8条(9)に基づき登録を禁止しなければならない場合がある。

例

タージマハル、ホワイトハウス、自由の女神、マチュピチュ、Stonehenge (商標委員会審決 No. 771/2561)

4) 国名が国籍名と同一の場合は以下の通り検討する。

(1) インディアンという語句は国籍名と判断し、第7条第1段落に基づき命令を発出する。

(2) 日本という語句(国籍名および国名)は国名と判断し、第7条第2段落(2)に基づき命令を発出し、また第8条(6)に基づき登録を禁止しなければならない。

5) 地理的名称が国際機関と同一語または同一名称の場合、以下の通り検討する。

例 欧州連合 European Union は地理的名称であり、第7条第2段落(2)に基づき命令を発出する。また国際機関の名称であり、第8条(6)に基づき登録を禁止しなければならない。

1.2.3 第7条第2段落(3) 創作した語句

1) 創作した語句とは、意味または翻訳の無い新たに創造した語句をいい、意味のある語句と意味の無い語句の結合も含む。

例

- **REIMA** はリマーと読み、意味の無い新たに創造した語句で、創作した語句と見なす。

- 意味のある語句と意味の無い語句を結合した、例えば 3 類の指定商品であるヘアケアクリームに使用する HAIRBEAURON は、最初の 2 語“HAIR”は髪、“BEAU”はフランス語で美しい、かっこいいを意味し、合わせると美しい髪を意味する。一方語句“RON”は意味の無い語句である。これらを連続して書き、まとめて翻訳すると、意味を成さず、創作した語句と見なす。

2) 意味のある語句に見える可能性があるが大文字によって分けて書かれている場合、出願人の称呼和翻訳を合わせて検討する。

例

- Re-AL Re-Al Re-al RE-AL RE.AL 出願人がリアルなど他の語句として読む場合は創作した語句と見なすが、出願人がリアルと読む場合は創作した語句と見なさない。

検討指針

1) 美的特徴を持たせるようデザインした、商品の特徴または性質を表示する意味のある語句または地理的名称は、創作した語句と見なさない。

2) 意図的に文法の規則と異なる文字の綴りを用いた語句について、称呼和検討すると意味のある語句で、その意味が商品の特徴または性質を直接表示すると理解させることができる場合、創作した語句と見なさない。

3) どのような特徴であれ、2つ以上の意味のある語句を結合して書かれた語句は、全体の意味を検討する。まとめて訳すことができ、その意味が消費者にその商品の特徴または性質を即座にまたは僅かな思考で理解させることができる場合、その語句は商品の特徴または性質を直接表示する語句と見なし、創作した語句と見なさない。ただし、まとめて訳すと意味を成さない場合、創作した語句と見なす。

例

- 9 類の時計に使用する **WatchKit**。意味のある 2 語を結合し、大文字から始まる語句の並列は、それを見た人に 2 つの語句に分けさせようとする。つまり Watch は時計を意味し、Kit は道具一式を意味し、まとめると時計用の道具一式と翻訳することができる。9 類の指定商品であるスマートウォッチに使用した場合、スマートウォッチ用の道具一式と理解させることができ、商品の特徴または性質を直接表示する語句であるために第 7 条第 2 段落 (2) に基づき識別性がなく、創作した語句ではない。

- 24類の布に使用する **drydye**。意味のある2語の並列で、乾燥を意味する dry と、染料、染めるを意味する dye をまとめると、乾燥式に染めると翻訳することができる。24類の布に使用した場合、乾燥式に染めた布と理解させることができ、商品の特徴または性質を直接表示する語句のために第7条第2段落(2)に基づき識別性がなく、創作した語句ではない。



中国語 **好巴食** **hǎo bā shí** をキャンディー、お菓子に使用する。
 標準中国語／潮州語で1文字目は左から右に読んでハーウ／ホーと読み、良いを意味する。
 標準中国語／潮州語で2文字目は左から右に読んでパー／パーと読み、接着する、粘着する、望む、希望するを意味する。
 標準中国語／潮州語で3文字目は左から右に読んでスー／ジャと読み、食べる、食べ物を意味する。
 標準中国語／潮州語で1-3文字をまとめると翻訳できない(信頼できる言語機関が読むと意味を成さないと記載している)。これは創作した語句と見なす。

4) 一般的な文字と識別性の無い語句の並列は、創作した語句と見なさない。例えば語句“BWhite”。Whiteは白を意味し、第7条第1段落に基づき一般的な語句で、創作した語句ではない。

1.2.4 第7条第2段落(4) 装飾した文字または数字

装飾した文字または数字とは、一般的な使用とは異なる特徴で表された、あらゆる言語の文字または数字をいう。以下3つの場合に分けて検討することができる。

- 1) 装飾した文字
- 2) 装飾した数字
- 3) 装飾した文字および数字

検討の指針

- 1) 装飾した文字または数字の特徴とは、例えば、
 - (1) 密着している、重なり合う特徴がある
 - (2) 厚みがある、奥行きがある
 - (3) 模様として書かれている。例えばカノック柄、格子柄など
 - (4) 重なり合い陰影がある

識別性のある例



2) 装飾の特徴は、通常と異なることを十分に示していなければならない。例えば

(1) 背景のある一般的な文字

十分に装飾した文字の例



(2) 枠内に配置した、または他の図の上に配置した、一般的な文字

十分に装飾した文字の例



3) 通常の順序ではない3文字以上の文字、数字の並列は、識別性のある装飾した文字または数字と見なす²⁰。しかしその文字または数字の称呼は含まない。

識別性がある例

VCL  145

識別性のない例

ABC เอปี้ซี

123 หนึ่งสองสาม 567 ห้าหกเจ็ด

²⁰ 最高裁判決番号13879/2556 一般の人々が使用する権利を持つ公共財産である一般的な（一般的に使う形態の）文字または数字からなる商標の登録は、当然その商標の排他的使用権の独占を生じさせる(exclusive right)。一般的に使う形態で、慣例的ではない並列または通常の順序ではない並列を特徴とした文字または数字からなる商標登録の検討において、この場合はその文字または数字を使用する他人の権利を奪うものではなく、その文字または数字を並列して標章として使用することのみに制限する（出願番号685442）。

TCL

最高裁判決番号9480/2552 はアルファベット3文字を並列したものである。辞書において一般的な意味はなく、慣例的ではない順序のアルファベットの選択で、一般に存在する普通名称と一致する称呼で読むことができないため、一般的な文字から異なる固有の特徴がある創作と見なす。このような特徴の商標の登録判断は、アルファベット“T” “C” および“L”を商標として使用する他人の権利を決して奪うものではない。前述のアルファベットを並列して標章として使用することのみに制限する（出願番号574880）。

htc

最高裁判決番号13879/2556 は、法人名 High Tech Computer Corporation の頭文字3文字に由来する考えのもとアルファベット3文字を並列したもので、h および c は小文字で、T は大文字で使用し、一般的なアルファベットと異なるように組み合わせているため、出願人について伝えることができ、その商標を使った商品が他の商品と異なることを公衆または商品の使用者に知らせ、理解させることができる（出願番号685442）。

- 4) 装飾した文字または数字は、第7条第2段落(2)も合わせて検討する。例えば
- 補助食品、飲料に使用するビタミンの名称 A B1 B6 B12 は、その商品の特徴または性質を直接表示するため、特別な態様で装飾しても識別性はない。
 - 肥料または植物用サプリメントに使用する栄養素の名称 N P K は、N が Nitrogen (窒素) の略、P が Phosphorus (リン) の略、K が Potassium (カリウム) の略で、その商品の特徴または性質を直接表示するため、特別な態様で装飾しても識別性はない。
 - 商品のサイズ 例 えば衣服について“XXL”、下着について“34B”
 - 量 例 えばタバコについて“200” (本)
 - 記憶容量 例 えばコンピュータ情報の保存機器について“32GB”

5) 例 えば 2021、2563、199 のような数字の場合、年または金額を表す数字かどうかの検討は、それを示す語句、例 えば 仏 暦、B.E、西 暦、A.D.、パ ー ツ 又 は そ の 種 の 語 句 なども合わせて検討しなければならない。例 えば 仏 暦 2563 年 199 パ ー ツ は 第 7 条 第 1 段落に基づき命令を発出する。

年を表す数字ではなく装飾した数字と見なす場合の例



1.2.5 第7条第2段落(5) 特別な特徴で表す色の集合

以下の通り、色の集合の特徴がある標章登録の規則および手続に関する知的財産局規則²¹を合わせて検討する。

- 1) 出願人は、何色で構成するか、また各色がどのような特徴で配置されるか、色の集合の特徴を明確に説明しなければならない。
- 2) 色の集合とは、どのような特徴で配置するかは問わず、2色以上の色を合わせたものをいい、白-黒は含まない。密接して配置しても、していなくてもよい。
- 3) 特別な特徴で表す色の集合とは、普通の縦向き、横向きの線または直線のストライプとは異なる特別な特徴を持たせて配置した色の集合をいう。

²¹色の集合の特徴がある標章登録の規則およびに関する知的財産局規則 仏 暦 2545 年 5 月 13 日

4) 特別な特徴で表さない色の集合とは、例えば

- (1) その商品自体の自然な色 例え木材の色を家具に使う
- (2) その商品の機能または使用により生じる色 例えつけたときに白、青またはクリーム色になる電球について、電球の白、青またはクリーム色
- (3) 普通に並べた色のストライプ 例え2色、3色など少ない数の色を普通に縦、横向きの直線のストライプ状に配置したもの

5) 色の集合は、写真、絵画、創作した図、ブランド、名称、フレーズ、文字、数字、サイン、物の外形もしくは形状、またはこれら複数を結合したものであってはならない。

6) 色の集合の標章は、第8条に基づきいずれかの特徴を含まない標章でなければならない。例えば、国旗の特徴で配置した色の集合、または公序良俗に反する標章として配置した色の集合など。

識別性のある色の集合の例



識別性のない色の集合の例



検討指針

1) 出願人が登録願書（書式 Kor.01）に色の集合の標章として保護の申請を希望すると記載し、色の特徴について説明をしていない場合、まずはじめに標章に色の集合としての特徴があるかを検討する。

(1) 色の集合としての特徴はないが、例えば語句またはフレーズなどのように他の標章としての特徴がある場合（出願人の誤記）、登録官は以下のような形式の内容の命令 TorKhor.9 No.10 を発出することができる。

“貴殿が本標章の登録願書を提出し、登録願書（書式 Kor.01）に色の集合の標章として保護の申請を希望すると記載した件について、登録官は貴殿の標章には前記の特徴の標章としての性質がないものと判断し、引き続き出願した特徴に基づき貴殿の標章を検討する。”

（２）色の集合としての特徴がある場合、登録官は以下のような形式の内容の命令 TorKhor.9 No.10 を発出することができる。

“貴殿が本標章の登録願書を提出し、登録願書（書式 Kor.01）に色の集合の標章として保護の申請を希望すると記載した件について、貴殿は、保護申請に必要な規定である、何色で構成するか、また各色がどのような特徴で配置されるかを明確な説明文で提出していない。従って貴殿が前記の特徴の標章の保護申請を希望する場合、本書の受領日から60日以内に書式 Kor.06 を使用して明確な説明文を提出すること。前述の期日を経過し説明文を提出しなかった場合、登録官は登録願書に記載される事実をもとに引き続き検討する。”

２）出願人が、色の集合としての特徴はないままカラーの図として標章願書を提出し、例えば書式 Kor.01 に色の特徴を創作した図、語句、フレーズを結合した標章などと説明した場合、登録官は以下のような形式の内容の命令 TorKhor.9 No.10 を発出することができる。：

“貴殿が本標章の登録願書を提出し、登録願書 書式（Kor.01）に色の集合の標章として保護の申請を希望すると記載した件について、登録官は貴殿の標章は法律が規定する色の集合の標章としての性質がないが、カラーの文字および図形の標章であると判断する。登録官は引き続き普通の標章の特徴の貴殿の標章を検討する。”

例



 附属書類 書式 Kor.01	出願日：
	出願番号：190126775
	登録番号：
<p>7. 第7条第2段落（5）に基づく色の集合としての特徴を有する商標の申請（色の集合とは2色以上の組み合わせで、例えば様々な色の模様など特別な特徴で表したものをいう） 本願願書に基づく商標は以下の通り主に計3色から構成される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 色1 オレンジかかった赤 男性の頭部、鶏肉をのせた容器、アルファベット TKK および SINCE 1974 を描いた線の色である。 色番号 Hex #D01F2F 2. 色2 オレンジかかった黄色 男性の絵およびアルファベット FRIED CHCKEN の背景の色である。色番号 Hex #F7B22F 2. 色3 オレンジ 標章上に表すフライドチキンの絵の色である。色番号 Hex #EBB8C22 	

3) 色の集合の標章に他のフレーズや文が含まれる場合、

(1) 色の集合に識別性が無い場合、色の集合を標章の要部と見なし、第7条命令を發出し、第17条は引用しない。

(2) 色の集合に識別性があるが、標章のその他の要素に識別性が無い場合、

- その他の要素が標章の要部でない場合、その要素について第17条命令を發出する。
- その他の要素が標章の要部である場合、その要素について第7条命令を發出する。

1.2.6 第7条第2段落(6) 出願人もしくは出願人のビジネスの元の所有者のサイン、または本人の許可を受けた他人のサイン

(1) 出願人もしくは出願人のビジネスの元の所有者のサインでなければならない。

(2) 他人のサインの場合、登録願書に同意書を添付しなければならない。

検討指針

1) 出願人もしくは出願人のビジネスの元の所有者のサインでなければならず、書式 Kor.01 の出願人のサインから検討する。

2) 他人のサインの商標または電子出願による出願の場合、出願人は登録願書に同意書(原本)を添付しなければならない。同意書がない場合、登録官は以下のような形式の内容の命令 TorKhor 5 No. 7 を第12条に基づき發出することができる。

“標章のサインが誰のものか、またそのサインを商標として使用する意思があることを述べる陳述書を、そのサインを商標として使用する許可を示す証拠と共に提出すること。(他人のサインの場合)”

識別性のあるサインの例

Paul Smith Sean John

1.2.7 第7条第2段落（7） 出願人もしくは本人からの許可を受けた他人の肖像、または故人の場合にはその親、子孫、および、配偶者がいる場合は配偶者からの許可を受けた他人の肖像

（1）出願人の写真または絵画の場合、自身の肖像であること確認する書面を提出しなければならない。

（2）他人の写真または絵画の場合、その肖像を商標として使用することを許可する所有者からの許可書がなければならない。

（3）故人の他人の写真または絵画の場合、その親、子孫、および、もし配偶者がいる場合は配偶者からの、その肖像を商標として使用することを許可する許可書がなければならない。

検討指針

同意書がない場合、登録官は以下のような形式の内容の命令 TorKhor5 No.7 を第12条に基づき発出することができる。

“標章の写真または絵画が誰のものか、またその写真または絵画を商標として使用する意思があることを述べる陳述書を、その写真または絵画を商標として使用する許可を示す証拠と共に提出すること。”

人物の肖像の例



1.2.8 第7条第2段落（8） 創作した図

創作した図とは、考案した、作った、装飾した、創作した、または想像した図、実際の自然界に存在しない図をいう。

検討指針

1) 商品の特徴または性質を直接表示する図は、特徴が自然のものから異なる場合、創作した図と見なす。

2) 商品の特徴または性質を直接表示する物のシルエットは、創作した図と見なさない。

創作した図の例



創作していない図の例



(なぜなら実際の自然界に存在する牛の図と異なるように考案した、作った、装飾した、創作した、または想像した牛の絵²²ではないため)

1.2.9 第7条第2段落(9) 商品の特征または性質を直接表示しない図で、かつ大臣が告示する地図の絵、または地理的な場所を表示する絵でないものは、以下2つの場合から検討することができる。

1) 商品の特征または性質を直接表示しない図

(1) 商品の特征を直接表示するとは、商品の使用者がその標章を見たとき、商品が何か、何に使うかを即座に知るまたは理解することができることをいう。例えば商品の容器の図、ズボンの後ろポケットの図。

(2) 商品の性質を直接表示するとは、商品の使用者がその標章を見たとき、その標章を使った商品はどのような性質、効用または効果があるかを即座に知るまたは理解することができることをいう。

検討指針

1) 図が商品の特征または性質を直接表示するかは、その商標の下の商品がどのような特徴または性質のある商品か公衆に即座に知らせる、若しくは理解させることができる、または僅かな思考で理解させる、若しくは知らせることができる意味を、その図が伝えることができるかを検討しなければならない。

2) 商品の特征または性質を直接表示する図は、特徴が自然のものから異なる場合、創作した図と見なす。

商品の特征または性質を直接表示する絵の例

- シャンプー、飴、または冷たさが重要な特徴または性質のその他の商品に対する氷の絵

²² <https://www.feednavigator.com/Article/2012/11/26/World-s-first-GE-cow-is-a-milestone-study>

- 油のボトルの図、オイルのガロン容器、タバコの箱などの商品の容器

エンジンオイルに使用するオイルのガロン容器



タバコに使用するタバコの箱



- 果物の絵など、商品に関する図
果物、フルーツジュース、加工果物に使用する果物の絵



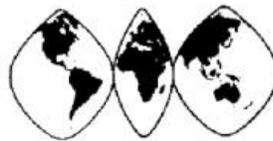
肥料に使用する果物の絵。なぜならローズアップルの木の育成に使用する商品と理解させることができるため。

2) 大臣が告示する²³地図の絵または地理的な場所を表示する絵

(1) 地図の絵とはつまり、

- 世界地図の絵、大陸地図の絵、国の地図の絵、海洋地図の絵、道路地図またはその他の交通の通路図
- タイの一般公衆に広く知られている場所の地図の絵。例えば観光地の地図の絵など。

識別性のない地図の絵の例



(2) 地理的な場所を表示する絵とはつまり、

²³商標法 仏暦 2534 年、改正商標法 仏暦 2559 年第 3 版第 7 条第 2 段落 (9) に基づく地理的地図の絵および地理的な場所を表示する絵の規定に関する商務省告示 仏暦 2559 年 7 月 21 日

- タイの一般公衆に広く知られている地理的な場所を表示する絵
- 前述の場所と似たように創作した絵、例えば山の絵、島の絵、半島の絵、湾の絵など。

地理的な場所を表示する絵で識別性のある例



地理的な場所を表示する絵で識別性のない例



検討指針

1) たとえ特別な態様に装飾したとしても、地図の絵または地理的な場所を表示する絵は識別性がない。

2) タイの一般公衆に広く知られている地図の絵または地理的な場所を表示する絵は、タイの一般公衆の認識度から検討する。例えば、有名な観光地、有名な町、有名な場所、世界遺産の町など。また、第8条（9）に基づき登録を禁止しなければならない場合がある。

3) 地図の絵または地理的場所を表示する絵の一部で、どの地図の絵または地理的場所を表示する絵か理解できる場合、地図の絵または地理的場所を表示する絵であると見なす。例えば富士山の絵の半分。

4) 製造場所と関連する地図の絵または地理的場所を表示する絵の場合、第8条（13）に該当する可能性がある。

1.2.10 第7条第2段落（10） その商品自体の一般的ではない外形もしくは形状、またはその商品の技術的な操作に必要な外形もしくは形状でないもの、またはその商品の価値を高める外形もしくは形状でないもの

1) 物の外形または形状を特徴とする標章登録の規則および手続に関する知的財産局規則²⁴を合わせて検討する。

²⁴物の外形または形状を特徴とする標章登録の規則および手続に関する知的財産局規則 仏暦 2545年5月13日

2) 出願人は、物の外形または形状を説明しなければならず、物の外形または形状全てを要部として示さなければならない。1つの図または複数の図で申請してもよい。

3) 物の外形または形状を特徴とする標章とは、物の幅、長さ、奥行きを表示する外形または形状を特徴とする標章をいい、商品デザイン (Product Design) または商品パッケージ (Product Packaging) でもよく、以下の特徴がある。

(1) 例えば野菜または果物の販売サービスに対する野菜または果物の形状のように、商品自体の一般的な外形もしくは形状ではないもの。

(2) 例えば衛生陶器に使う便器の形状、歯車に使う歯車の形状、または回転して移動するボールに使用する丸い形状など、商品の技術的な操作に必要な外形または形状ではないもの。または作動させるためにその形状である必要のある部品の形状、など。

(3) 例えば一般的な形状の容器に金またはダイヤモンドを装飾すること、または例えば装飾品、ソファー、ランプ、テーブル、椅子などの家具、服飾品など、重要点として商品に美しさを出す、もしくはその価値を高めるデザインに依拠するような、商品の価値を高める外形または形状でないもの。

検討指針

1) 出願人が登録願書 (書式 Kor.01) に物の外形または形状を特徴とする標章として保護申請を希望すると記載し、幅、長さおよび奥行きについて表示していない場合、まず物の外形または形状の特徴があるかを検討する。

(1) 物の外形または形状の特徴はないが、例えば創作した図など他の標章の特徴がある場合 (出願人の誤記)、登録官は以下のような内容の命令 TorKhor.9 No. 10 を発出することができる。

“貴殿が登録願書 (書式 Kor.01) に外形または形状を特徴とする標章として保護申請を希望すると記載して本標章の登録願書を提出した件について、登録官は貴殿の標章には前記の特徴の標章としての性質がないものと判断し、登録官は引き続き出願した特徴に基づき貴殿の標章を検討する。”

(2) 物の外形または形状の特徴がある場合、登録官は以下のような内容の命令 TorKhor.9 No. 10 を発出することができる。

“貴殿が登録願書 (書式 Kor.01) に外形または形状を特徴とする標章として保護申請を希望すると記載して本標章の登録願書を提出したが、標章の外観には保護申請の要部である幅、長さおよび奥行き (立体図) について表示していない件について、貴殿が前記の特徴の標章として保護申請を希望する場合、

本書の受領日から60日以内に、書式 Kor.06 を使い、規定する特徴を含む標章の外観に補正追加すること。前述の期日を経過し標章の外観の変更申請をしなかった場合、登録官は元々申請していた標章の外観に基づき標章を検討する。”

2) 物の外形または形状が商品の種類と関連する場合、第8条(13)に該当する可能性がある。

3) 出願人が物の外形または形状の特徴で申請し、例えば6図の標章を申請して1図のみに補正(削除)するなど、標章の外観の補正を希望する場合、登録官は要部の補正変更であるとしてそれを認めない命令を発出する。

4) 物の外形または形状の標章に他のフレーズまたは文が含まれている場合、

(1) 物の外形、形状に識別性がない場合、物の外形、形状を標章の要部と見なし、第7条命令を発出し、第17条は引用しない。

(2) 物の外形、形状に識別性があるが、標章のその他の要素に識別性がない場合、

- その他の要素が標章の要部でない場合、その要素について第17条命令を発出する。
- その他の要素が標章の要部である場合、その要素について第7条命令を発出する。

物の外形または形状の標章で識別性のある例



物の外形または形状の標章で識別性のない例



1.2.11 第7条第2段落(11) その商品の特徴または性質を直接表示しない音、またはその商品の自然音ではない音、またはその商品の操作から生じない音

1) 省令第11項の2を合わせて検討する。

2) 音商標は人間の声、動物の鳴き声、楽器の音、または電子音などのその他の音になり得る。このとき、登録できる音商標は、取引上一般的に使用するものを規定した商標登録官の告示に基づき、取引上一般的なものであってはならない。

3) 出願人は音を明確に説明し、登録申請する音の鮮明な録音物を提出しなければならない。このとき、出願人は楽譜、音グラフ、またはその音の特徴を示すその他の物も提出することができる。

4) 識別性の検討

(1) 商品の特徴または性質を直接表示する音とは、商品自体を説明する音、またはその商品にどのような性質があるか理解させることができる音をいう。例えば牛乳、食肉に使用する牛の鳴き声、レストランサービスに使用する魚を揚げる音、スナックに使用するサクサク感を表す食べ物を噛む音、炭酸水に対する炭酸の抜ける音、宿泊サービスに対する浜辺の波の音または滝の音、車、運搬サービス、配送サービスなど、速さが重要な性質の商品または役務に使用する速さを表す音、様々な酸に使用する削る音など。

(2) その商品の自然音である音。例えば鶏またはアヒル(家畜)の商品に使用する鶏またはアヒルの鳴き声、飲料水または水に関するサービスに対する、例えば水が流れる音、水が激しく流れる音、雨音、水が落ちる音などの水から生じる音、など。

(3) 商品の操作から生じる音。例えば二輪自動車、乗物、またはエンジンが部品として含まれるその他の物に使用する一般的なエンジン音、衛生陶器に使用するトイレの流れる音、例えばハンマー、粉碎機、圧縮機などの粉碎、破壊に使用する商品に対する物の壊れる音、時計に対する時計が動く音、など。

(4) 取引上一般的な音。例えば布染め請け負いサービスに使用するでんでん太鼓の音(訳注:昔タイでは布染めを請け負う商人がでんでん太鼓を鳴らして行商していた)、食品販売サービスに使用する木をたたく音、救急車サービスに使用するサイレン音、など。

(5) 言葉またはフレーズを話す人の声は、その言葉またはフレーズが商品の特徴または性質を表示するかを検討する。

検討指針

1) 音の説明文を記載していない場合、出願人に対して様式 Kor.06 を使って音の説明を記載するよう命令を発出する。

2) 出願人が音の録音物を提出していない場合、出願人に対して様式 Kor.20 を使って書面で音の録音物を提出するよう命令を発出する。

3) (並列した)語句または文字または数字の称呼である音商標の場合、その標章は標章全体として識別性が無いものと見なす。

4) 音商標に他のフレーズまたは文が含まれている場合、

(1) 音に識別性が無い場合、音を標章の要部と見なし、第7条命令を発出し、第17条は引用しない。

(2) 音に識別性があるが、標章のその他の要素に識別性が無い場合、

- その他の要素が標章の要部でない場合、その要素について第17条命令を発出する。
- その他の要素が標章の要部である場合、その要素について第7条命令を発出する。

1.3 第7条第3段落

1) 第7条第3段落に基づく識別性の証明は、以下の通り識別性証明の規則に関する商務省告示²⁵から検討する。

(1) タイの一般公衆または関連する業界の公衆が、その標章を使った商品または役務が他の商品または役務と異なることを知り理解するまで、継続的に**適度に長い期間**、販売、普及または宣伝されている。

“適度に長い期間”については、公衆がその登録申請するものが商標かどうか認識するほど十分長い期間かどうかを検討し、それは使用形態から検討しなければならない。例えば、国レベルの広い範囲に知られるまで2年以上の期間、テレビ、ソーシャルメディア、印刷物など様々な種類の媒体で大量に宣伝し、マーケティング活動した場合、など²⁶。

“タイの関連する業界の公衆が知る”とは、例えば職人の道具、医療用具など、特定の業界でその業界の知識を用いて使用される商品であり、その業界の人がよく知っている場合、第7条第3段落に基づく識別性があると見なす。知らない場合、第7条第3段落に基づく識別性がないと見なす。

“タイの一般公衆が知る”とは、例えば食品、衣服など、一般に使用される、タイの一般公衆の知識を用いて使用される商品である。他国で登録した標章が他国では周知だが、タイの公衆はまだ知らない場合、第7条第3段落に基づく識別性があると見なさない。

²⁵商標法 仏暦2534年、改正商標法 仏暦2543年第2版第7条第3段落に基づく識別性証明の規則に関する商務省告示 仏暦2555年10月11日

²⁶最高裁判決番号4326/2561 (出願番号667722)

(2) **タイ**で標章が周知されるまでの商品または役務の**販売**、普及または**宣伝**は、その商品または役務の使用に限って標章に識別性があると見なす。

“タイで周知される”に他国は含まない。

(3) 識別性を証明する標章は、登録申請した標章と**同一の標章**でなければならない。登録申請した標章の色を指定していない場合、出願人はその標章のあらゆる色の使用証拠を提出することができる。

(4) 登録を希望する標章を使用する商品または役務の**販売**、普及または**宣伝**に関する証拠は、例えば

1. 商品代の領収書の写し
2. 商品の宣伝費用の領収書の写し
3. 納品書の写し
4. 商品発注書の写し
5. 工場設置許可証の写し
6. 様々な媒体の宣伝証拠の写し
7. 商品サンプル

8. その他の証拠。例えばマーケティング活動に関する証拠、広告サンプル、公衆の認識度に関する証拠、証人（ある場合）、など。

(5) 事実を証明するための証拠の提出について、出願人は登録願書と共に証拠を提出しなければならない。出願人が登録願書と共に証拠を提出することができない、または追加証拠の提出を希望する場合、出願人は登録願書とともに延長提出申請書 (Kor.19) を作成し、延長提出申請書の申請日から60日以内に証拠を提出しなければならない。出願人が期日までに証拠を提出しなかった場合、または証拠の提出を希望しない旨の書面を提出した場合、登録官はその登録願書に関する検討手続を進め、出願人が提出している証拠（ある場合）のみから事実を認めるものとする。

標章に第7条第2段落(1)－(11)に基づく識別性はないが、第7条第3段落に基づき周知されるまでその標章を使用した商品の販売、普及または**宣伝**を出願人が提示した場合、その標章は使用による識別性があると見なす。

2) 出願人が新規出願し、他出願の識別性証明証拠の引用を希望する場合、

(1) その標章は同一で、同一の商品に使用していなければならない。例えば標章の色を変更して新規出願した場合、他出願の識別性証明証拠を引用することができる。

(2) 僅かであれ標章に追加がある場合、同一の標章とは見なさず、他出願の識別性証明証拠を引用することはできない、または

(3) 指定商品が元の指定商品と異なる場合、同一の標章とは見なさず、他出願の識別性証明証拠を引用することはできない。

使用による識別性がある標章の例

- 語句またはフレーズが商品を表示する場合



- 色の集合の場合



1.4 第17条

第17条の検討 登録官が、商標には第6条に基づき登録すべき特徴があるが、例えば登録申請した商品の取引上で一般的に使われるもの、または識別性がないなど、登録すべきではない部分が一部にあると判断した場合、登録官は出願人に対して第17条(1)に基づき当該部分について排他権を放棄するよう命令を発出することができ、実務上は“権利不要求”という。または、登録官がその商標所有者の登録について権利の制限が必要と判断した場合、登録官は第17条(2)に基づき、例えば出願人に国旗と同一もしくは類似する色、またはその色と似た他色のストライプを使用しないと証明する、白もしくはシルバーの背景に赤もしくは緑の十字の図、または赤地に白もしくはシルバーの十字の図を使用しないと証明するよう命令を発出することができ、実務上は“権利の制限”という。

* ディスクレーム（権利不要求）とは、出願人が登録官に対し自身は商標の一部について排他的権利を放棄する旨の書式 Kor.12 を提出することであり、権利不要求した部分も表示され、商標の一部である。商標の所有者は登録した通りの商標について保護を受けるが、自身が権利不要求した部分について排他的使用権を主張することはできない。従って、他人は公衆に商品の所有者または出所に関して誤認混同させるほど出願人の商標と同一または類似しない限り、自身の標章において権利不要求された語句を他の語句または要素と組み合わせることができる。

商標のどの部分が要部か検討するとき、以下の規則から検討する。

- 1) 標章における要素の色、要素の配置、または図、創作されたマークの配置など、目立つ色、目立つ配置の特徴の場合、その部分は標章の要部と見なす。または
- 2) 比率の比較で、その部分が大きく、公衆または消費者に注目、記憶される大きさである場合、その部分は標章の要部と見なす。

検討指針

- 1) 要部となる部分に識別性があり、要部でない部分に識別性がない場合、出願人は書式 Kor.12 を使って第 17 条に基づき権利不要求しなければならない。
- 2) 要部となる部分に識別性がない、または登録官告示に基づき取引上一般的に使われるものである場合、第 7 条命令を発出する。
- 3) 場合 1 について、例えば 2 つの区分、つまり 18 類の旅行カバンと 24 類の布に使用する語句 The Rabbit Bag など、複数の区分の出願の場合、出願人は出願内の全ての区分において語句 The Bag を権利不要求しなければならない、一部の区分のみ権利不要求することはできない。
- 4) 色の集合標章の場合、第 7 条第 2 段落 (5) で述べているように検討する。
- 5) 物の外形または形状の標章の場合、第 7 条第 2 段落 (10) で述べているように検討する。
- 6) 音商標の場合、第 7 条第 2 段落 (11) で述べているように検討する。

1.4.1 ディスクレーム (権利不要求)

登録申請した標章の要部ではない部分に識別性がない場合、登録官は出願人にその部分について排他的使用権を放棄するよう命令を発出する。

このとき、権利不要求しなければならない語句があるとき、出願人の便宜のため、登録官は権利不要求命令を発出せずに登録することができる。

以下 3 つの場合に分けて検討することができる。

- 1) 一般的に使われる語句、一般的なフレーズ、一般的な記述、普通名称など、第 7 条第 1 段落に基づき一部の部分に識別性がない場合
 - (1) 一般的な修飾語または一般的に使用される語句からなる標章の場合、登録官は出願人にその部分を権利不要求するよう命令を発出する必要はない。例えば語句 BLUE MOUNTAIN は語句 BLUE の権利不要求命令を発出する必要なく登録を認める。語句 TWIN RABBIT は語句 TWIN の権利不要求命令を発出する必要なく登録を認める。

(2) 一般的に使われる語句または一般公衆が使用できる語句で、出願人が保護を希望しない語句、例えばマーク、銘柄、ブランド、略文字、TM、または敬称、a an the la de などや、同じような種類の他の語句の場合、登録官は登録を認め、出願人に前述の語句を権利放棄するよう命令を発出する必要はない。

(3) 一般的な記号の場合、その一般的な記号について権利不要求命令を発出して登録を認める。

2) 一部に第7条第2段落に基づき識別性がない場合

(1) 商品の特徴または性質を直接表示する語句からなる標章の場合、出願人にその語句の権利放棄をするよう命令を発出する。例えば

- スキンクリームに使用する NIVEA Soft は、Soft を権利不要求することで登録を認める。

- 旅行カバンに使用する The Rabbit Bag は、The Bag を権利不要求することで登録を認める。

(2) 第7条第2段落(2)に基づく地理的名称からなる標章の場合、出願人にその地理的名称の権利放棄をするよう命令を発出する。例えば

- Snow Bangkok は、語句 Bangkok を権利不要求することで登録を認める。

(3) 装飾していない一般的な文字と、一つの語句として結合された識別性のある語句からなる標章の場合、その文字が特別な態様に装飾されていなかったとしても、登録官はその文字の排他的使用権を放棄するよう命令を発出する必要なく登録することができる。例えば

- 肥料に使用する BBIRD BIRD-C は、文字 B または C の権利不要求をせずに登録を認める。

- シャツに使用する K-KINE, H-KINE は、文字 K または H の権利不要求をせずに登録を認める。

- しかし、例えばスキンクリームに使用する BWHITE など識別性のない語句の場合、創作した語句とは見なさない。

(4) 例えば From China、Made in Japan など商品の出所を示す語句からなる標章の場合

- 登録願書 Kor.01 から検討の結果、出願人の住所と一致する場合、その語句を権利放棄することで登録を認め、第8条(6)に基づく外国の国名からなる標章とは見なさない。

- 検討の結果、商品の出所を表す語句が出願人の住所と一致しない場合、例えば出願人がタイに住所があるが Made in USA を使用する場合、第8条（13）に基づき商品の出所について誤認させる記述からなる標章と見なす。ただし、出願人が標章で表す商品の出所を確認する証拠を提出した場合、その語句を権利放棄するよう命令することができる。

- 語句 Made in Thailand の場合、前述の語句を権利不要求することで登録を認める。

3) ある商品または区分について取引上一般的なものである場合

(1) 取引上一般的に使用するものを規定した商標登録官告示²⁷から検討する。

区分	指定商品	取引上一般的に使われるもの
3	せっけん、香料、エッセンシャルオイル、化粧品、ヘアオイル、シャンプー、歯磨き、芳香パウダー	女性、子供、花、花の名前、星、王冠
5	人用治療薬	隠者、子供、看護師、ヘビ、ナーガ、ハヌマーン、文字または数字を十字に配置すること
7	機械、工具	歯車
24	布、畳んだ布、コットン製の布、麻製の布、人工的な布	語句 Print はプリント生地と見なす。
29	牛乳、粉ミルク	子供、看護師、牛
	ガピ（訳注：エビペースト）	エビ
	ナンプラー	エビ、魚
33	酒	ラングール（訳注：猿）
34	タバコ	鶏、盾を囲む対の動物、地球を囲む対の動物
1-45	各区分の全商品および全役務	商品または役務について善意で一般的に使用している音

²⁷取引上一般的なものに関する登録官告示 仏暦2559年7月26日

(2) 一般的なものの創作した図形の場合、例えば創作したバタフライピーの花の図など、そのものの自然な形状ではない場合、せっけん、香料、エッセンシャルオイル、化粧品、ヘアオイルの取引において一般的なものではないと見なす。

(3) 一般的な図形および語句に創作した特徴があり、その語句の部分が要部ではない場合、その語句を権利放棄するよう命令を発出できる。

例



を石けんに使用する場合、Rosemary を権利不要求するよう命令を発出する。なぜなら花の名前であるためである。

1.4.2 標章における権利の制限

登録官がその商標所有者の登録について権利の制限が必要と判断した場合、登録官は以下の命令を発出することができる。

1) 国旗と同一もしくは類似する色、またはその色と似た他色のストライプを使用しないと証明すること。

例



2) 白もしくはシルバーの背景に赤もしくは緑の十字の図、または赤地に白もしくはシルバーの十字の図を使用しないと証明すること。

(1) 標章上の十字の図の色および配置がどのような特徴で示されているか案件ごとに検討する。例えば

- 数学記号 + (第7条第1段落に基づく一般的な記号)
- 白地に緑の十字または緑地に白の十字 (第7条第1段落に基づく全員が共同で使用できる記号)

- 白地に赤の十字（第8条（7）に基づく赤十字の記号）
- 赤地に白の十字（第8条（7）および第8条（11）に基づく赤十字の標章、また第8条（6）に基づくスイスの国旗と類似）

2) 白-黒の図形標章で、登録できる部分を別に含む場合、その十字の図形を制限する命令を発出することができる。

例



検討指針



例えば  のような色の集合標章ではないカラーの図形標章の場合、出願人に書式 Kor.12 で国旗と同一もしくは類似する色、またはその色と似た他色のストライプを使用しないと証明するよう命令を発出する。これは、登記上記述を残すため、また国旗の色を真似て使用することを防ぐためである。

2. 登録を禁止しなければならない特徴のある商標の検討

識別性を検討したら、次は、第8条に基づき禁止しなければならない特徴を検討する。人の権利と自由の制限に関する条項であるため、厳格に検討しなければならない。(1) – (13)のうちいずれか1つの特徴を備える商標は登録を禁止しなければならない特徴のある標章と見なす。ある項は必ず禁止しなければならず、ある項は条件付きで禁止しなければならない。

第17条に基づく権利不要求は第8条と併用しない²⁸。なぜなら第17条は、その商標には第6条に基づき登録すべき特徴があるが、標章の一部が取引上一般的なものである、または識別性がない場合にのみ引用するからである。第17条に基づき権利不要求させる命令を発出する、または第7条に基づき登録を拒絶する命令を発出するかは登録官の裁量であるが、第8条に基づき禁止しなければならない特徴のある標章は、その商標には第6条に基づき登録すべき特徴がないとして、登録官は第17条について検討する必要がない。なぜなら登録を禁止しなければならない特徴のある商標の要素について登録官が出願人に権利不要求するよう命令することでその商標を登録させる条項はどの法律にも規定されていないからである。従って標章に禁止しなければならない特徴のある標章の場合、登録官は出願人のその要素を権利不要求するよう命令を発出することはできない。

2.1 第8条 (1) 国の紋章、御璽、官の印章、現王朝の紋章、王室の勳章から成る印章、職印、省・庁・局の印章、または県の印章

国の紋章とは、国家の紋章をいう。



(ラマ5世時の国の紋章)



(現在の国の紋章)

御璽とは、国王の御名に付し、御名の名で発行する重要書類に付す印をいう。



(ラマ9世の御璽)



(ラマ10世の御璽)

²⁸最高裁判決番号 ThorPor 117/2557 INDIA GATE 出願番号 7 2 3 2 1 3

現王朝の紋章とは、チャックリー王朝の印章をいう。



王室の勲章から成る印章



職印



省の印章



県の印章



2.2 第8条(2) タイ国の国旗、王旗、または官の旗
タイ国の国旗とは、タイ国の各時代の国旗をいう。



王旗とは、国王旗、王女旗、皇太子旗、摂政旗をいう。



(国王旗)



(王女旗)



(皇太子旗)



(摂政旗)

官の旗とは、ボーイスカウトの旗、局の旗、部の旗、県の旗、軍の旗など、各官庁の旗をいう。



(ボーイスカウトの旗)



(タイ国軍の旗)

2.3 第8条(3) 国王の御名、王族の御名、国王の御名の略、王族の御名の略、または王宮名とは、国王、王妃もしくは王族の御名、御名の略称をいう。



2.4 第8条(4) 国王、王妃、もしくは皇太子の写真または肖像とは、国王、王妃若しくは皇太子の写真または絵画をいう。このとき、タイの王族から検討する。

2.5 第8条(5) 国王、王妃、皇太子または王宮を表す名前、語句、フレーズ、または標章。このとき、厳格にタイの王族から検討する。たとえ国王に頂いた名であっても本条項に基づき禁止しなければならない。例えば、王様、国王、陛下、国父、ラーマ9世、ラーマ10世、または父のため・・・、さらに、例えば足るを知る経済プロジェクト、ゲームリンプロジェクト、チャンファマンプロジェクトなどのロイヤルプロジェクトの名も含む。

2.6 第8条 (6) 外国の国旗もしくは標章、国際機関の旗もしくは標章、外国の元首の記章、官の標章、および外国もしくは国際機関の商品の品質を管理・証明する標章、または外国もしくは国際機関の名前および略称。ただし、外国または国際機関において権限を持つ者から許諾を受けたものを除く。以下の通り分けて検討する。

2.6.1 外国の国旗もしくは標章、国際機関の旗もしくは標章

1) 国旗もしくは標章

(1) 外国の国旗とは、各国の旗をいう。例えば



(米国の国旗)



(中国の国旗)



(カナダの国旗)

(2) 外国の標章とは、外国の標章またはシンボルをいう。例えば



(米国の国章)



(中国の国章)



(英国の国章)

(3) 国際機関の旗もしくは標章とは、周知されている国際機関の旗もしくは標章をいう。例えばオリンピックで使用する標章、世界貿易機関の標章など。



(国際連合)



(EU)



(世界知的所有権機関)



(オリンピック)



(アセアン)

検討指針

図形標章からの検討について、旗の図または国旗の色のストライプの特徴があると判断した場合、第8条（6）および第16条に基づき命令を発出する。命令には、登録を禁止しなければならない標章とならないよう標章の外観を補正することができるとする条件を記載する必要はないが、出願人が禁止される特徴のある部分を削除する標章の外観の補正を希望する場合、書式 Kor.06 により標章の外観を補正し、第8条に基づき登録を禁止すべき標章とならないように陳述する書式 Kor.20 を提出させる。

禁止しなければならない様々なスタイルの旗の特徴の例



2) 外国もしくは国際機関の名前および略称

- (1) 外国もしくは国際機関の名前
- (2) 外国もしくは国際機関の略称、例えば USA/US/U.S./UK/U.K. ただし、CN、KR、JP、FR、NZ、CA など、一般公衆が使う略語は含まない。

3) 外国または国際機関において権限を持つ者から許諾を受けたものを除く

第8条（6）に基づき登録を禁止しなければならない標章は、必ず禁止しなければならない条項ではない。つまり、外国名、外国の国旗もしくは標章、または国際機関の標章の使用をその名前の所有者である外国または国際機関で権限を持つ者から許諾された場合である。

- 1) “外国において権限を持つ者”の場合は、例えば在タイ大使館、領事館、その国の商務事務所または機関などの政府機関でなければならない。

許諾書には少なくとも以下のような形式の内容が含まれていなければならない。

- (1) “許諾する者は政府機関であり、自らの国名／国旗／シンボルを商標として登録する者を許諾する権限を持つ。”、および

“.....会社に対して JAPAN を商標登録することを許諾する”、または同様の意味を持つその他のフレーズを記載する、または

- (2) 例えばその国の大使館、領事館、商務事務局など、政府機関から許諾を受けたことを証明する内容。

2) “国際機関において権限を持つ者”の場合は、例えば世界知的所有権機関の事務局長など、総裁、事務局長、委任された総裁、事務局長を意味する。

許諾書には少なくとも以下のような形式の内容が含まれていなければならない。

(1) “許諾する者は国際機関の事務局長であり、自らの国際機関の標章を商標として登録する者を許諾する権限を持つ。”、および

“.....会社に対して語句...を商標登録することを許諾する”、または同様の意味を持つその他のフレーズを記載する、または

(2) 例えば世界知的所有権機関の事務局長など、国際機関の権限を持つ者から許諾を受けたことを証明する内容。

権限を持つ者の場合の例



ドバイ政府からの確認書有り（出願番号604349）

権限を持たない者の場合の例



農産物および加工食品輸出振興機構はインドの法律に基づき設立された独立団体である。インドの政府機関であること、またインドの国名を使用する者を許諾する権限を持っていることが記載されていなかった。（最高裁判決番号 ThorPor 117/2557 INDIA GATE）

検討指針

1) 外国名からなる標章には、外国の正式名の一部も含む。

例 “INDIA”は“インディア”と読むことができ、インド共和国または Republic of India の名前だと伝達する意味がある。インドの正式名称の一部であっても、一般公衆はインドまたは INDIA と呼ばれていることを認識し、理解している。従って“INDIA”は外国名である。

2) 外国名からなる標章の場合、第8条(6)および第7条第2段落(2)に基づく命令を発出する。

例 登録が拒絶された標章

SINGAPOREAIR

語句“SINGAPORE”はシンガポール共和国を意味し、外国名である。出願人がシンガポールの権限を持つ者から語句“SINGAPORE”を商業上の名称として使用することについて許諾を得ることが明らかでない場合、第8条(6)に基づき登録を禁止しなければならない。(最高裁判決番号9971/2558 SINGAPOREAIR)

3) 例えば from China, Made in Japan など商品の出所を示す語句からなる標章は、第8条(6)に基づく外国名からなる標章と見なさない。しかしながら、検討の結果、商品の出所を示す語句が出願人の住所と一致しない場合、例えば出願人がタイに住所があるが、Made in USA を使用する場合、第8条(13)に基づき商品の出所について誤認させる記述からなる標章と見なす。ただし、出願人が標章で表す商品の出所を確認する証拠を提出した場合、その語句を権利放棄するよう命令することができる

注釈

1) 工業所有権の保護に関するパリ条約(Paris Convention for Protection of Industrial Property : Paris Convention) 第6条の3(Article 6ter)では、パリ条約の同盟国および世界貿易機関の同盟国で保護させるため、シンボル、標章の保護申請を通知するよう義務付けている。第6条の3では以下を保護している。

(1) 国旗は保護申請を通知することなく保護が受けられる。

(2) 紋章、国に関する印章、その国が採用する、監督および証明を示す公の記号および印章は、Article 6ter (3) (a)に基づき保護申請を通知しなければならない。

(3) Article 6ter で保護された標章は、パリ条約の同盟国および世界貿易機関の同盟国で保護を受ける。同盟国は前記標章と同一または類似する商標を登録してはならない。

2) 登録を禁止する旗章および印章、国際機関の略称は <https://www3.wipo.int/branddb/en> でさらに見ることができる。

(1) Filter by WO 6TER を選択する。

(2) 全て表示する Filter を選択する。国別に選択することができる。

2.7 第8条（7） 官の標章、赤十字の標章、赤十字の称号、又はジュネーブ十字の称号

1) 官の標章とは、官の標章として官報に告示した官庁で使用する紋章をいう。

2) 赤十字の標章とは、白地に赤の十字をいい、赤十字社の医療および公共衛生サービスの提供において使用する標章である。



3) 赤十字の称号とは、“赤十字”または“ジュネーブ十字”をいい、また“赤い十字記号”“赤新月社”“赤獅子太陽”も含む。（赤十字法 仏暦2499年）

検討指針

以下の通り標章の特徴および色から検討する。



ケース1 白地に赤の十字は、赤十字標章として第8条（7）命令を発出する。



ケース2 赤字に白の十字は、赤十字標章として第8条（7）および第8条（11）命令を発出し、またスイスの国旗に類似するとして第8条（6）および第8条（11）命令を発出する。



ケース3 白地に緑の十字または緑地に白の十字は、安全、医療を示す標章をいい、全員が共同で使用できる記号として第7条第1段落命令を発出する。

ケース4 白-黒またはその他の色の十字、例えば



の場合、第7条で定める標章上の配置の特徴などからケースごとに検討する。

2.8 第8条(8) 勲章、証明書、保証書、証書と同一もしくは類似した標章、またはタイ国政府、タイ国の政府機関、タイ国の国营企業もしくはその他のタイ国における政府団体、外国政府もしくは国際機関が開催した商品展示会または商品品評会で賞として授与されたその他の標章。ただし、商品に対する賞として、勲章、証明書、保証書、証書もしくはそのような標章が出願人に授与され、かつそれらが商標の一部として使用される場合を除く。しかしこのとき、賞を授与された年次も明記しなければならない。

検討指針

1) 標章の外観から検討し、その外観が勲章、証明書、保証書、証書、またはその他の標章と同一または類似する場合、第8条(8) および第16条命令を発出し、命令には登録が禁止される標章とならないよう標章の外観を補正することができる旨の条件を記載する必要はない。しかし、出願人が登録が禁止される部分を削除することで標章の外観の補正を希望する場合、標章の外観を補正する書式 Kor.06 と共に標章の補正を申請する理由を陳述した書式 Kor.20 を提出するものとする。

2) “このとき、賞を授与された年次も明記しなければならない”とは、標章上に年次を記載しなければならない。

3) 第8条(8)に基づき検討するには、タイ政府、タイ国の政府機関、タイ国の国营企業もしくはその他のタイ国における政府団体、外国政府もしくは国際機関が開催した商品展示会または商品品評会の賞でなければならない。このとき、民間が開催する商品展示会または商品品評会の賞は含まない。

例



2.9 第8条(9) 公序良俗または国策に反する標章

本項は公共のものまたは公共に影響を及ぼす可能性のあるものを商標として使用することを防ぐ、または求めないことを目的とした、広く規定する条項である。つまり、他の条項に該当しない場合に本項を引用する。このとき、明確にこのことを定義する法律条項がないため、説明文の例を挙げた検討基準とする。

“国策”は公共政策を意味する“public policy”に由来するもので、法律が実行または認識を否定して公衆に危険を及ぼし国の利益への害となり、公衆または国に損害を生じさせる傾向のある場合に用いる。また他の条項に該当しない悪意で登録する行為も含める。

タイ学士院辞書 仏暦 2554 年によると、“国策”とは国家の統治手段である。従って統治権を行使する国は、公衆は平等な利益および公正性を得られるという考えの下で公共社会の利益のために国策を定めるべきで、これは政府の業務を進める上で国が法律を制定し政策を定める体制にするためにタイ国憲法で規定する重要な原則である。

一方、“公序”は社会が個人を制御する禁止事項である。社会が維持されるよう、当然社会は個人の上であり、公序は特定の個人の集団に関するのではなく公衆の公序でなければならず、社会の維持および社会で共存する人々の平和のため社会が求めるものであることを表している。または、公序は公共社会の利益が個人の利益と反するとき用いることを目的とするとも言える。公共の利益にはより重要性があり、前述の目的と反することは、当然公序に反すると見なされる。

法制委員会は、公序 (Public order) の原則²⁹について、平和を維持するための規則であり、社会において人の安定性 (Security)、平穏 (Tranquility)、平和 (Peace) および公衆衛生 (Public health) をもたらすために社会または国家における人の共存を保護することを意図し、不安定性、不穏性、混乱をもたらす、または健康を害する行為は社会における人の共存に影響があると説明している。

“良俗”について、タイ学士院辞書 仏暦 2554 年では良い品行を意味するため、何が良く、何が悪いのか、何がふさわしく、何がふさわしくないのか、または道徳心を表す上での知性の意味も含む。前述のように対立が生じたときは良俗的な理由から判断するため、良俗とは、その行為がどのように正しいのか、または誤っているのかという一般の人々の中の意識であり、一般の人々の常識 (common sense) とも言える。

法制委員会は、良俗 (Good morals)³⁰の原則について、社会の人の多くが信仰、慣習、または宗教に基づき実行する指針であり、行動が正しいかどうか判断する指標であると説明している。通常、良俗に反する行為は法律行為が失われるが、その行為が深刻で社会に共存する人に影響を与え、社会に不安定性、不穏性、混乱をもたらす可能性のある場合、良俗に反するその行為は刑事罰となる。

²⁹ 法制委員会事務局 法律における刑罰規定に関する法制委員会の助言

³⁰ 法制委員会事務局 法律における刑罰規定に関する法制委員会の助言

この良俗は時代および場所によって変化する可能性がある。

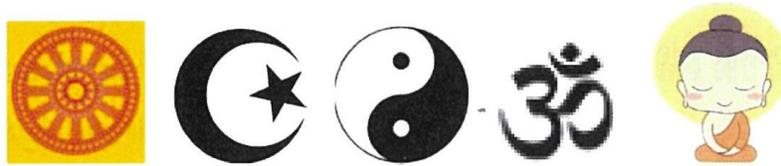
本項の検討は2つの場合に分けることができる。

2.9.1 標章に表示する特徴から、第8条（9）に基づき登録を禁止しなければならない特徴があるか検討する場合で、例えば以下のものに関連する語句、図、音の場合。

- 例えばヘロイン、覚せい剤のような麻薬を表す図、または身体に危害を加える図、暴力を使った図、その他違法行為を表す図など、違法物に関するもの。

- 例えば仏像の図、神様の図、宗教を崇拝する図、ガネーシャ、観音菩薩、祈祷書、パーリー・サンスクリット語、護符、軍人の帽子についた記章、十字架、宗教行事に関する場所など、宗教、信仰（国際レベルの信仰）に関するもの。宗教上の位の名称は含まない。

例



梵

味する。

中国語でファー／ファムと読み、ブラフマー、ブッダ、仏教を意味する。



キリスト教のシンボルの一つである十字架



ついた記章

バラモン教、ヒンドゥー教のシンボルの一つである、軍人の帽子に

もの

- 例えば共産党のシンボル、テロ組織の名前、ナチスなど、政治、統治に関する

例



- 卑猥、わいせつ、性的なもの、性欲を刺激するもの、礼儀正しくないもの
- 逆さにすると公序良俗に反する意味になる言葉の標章も第8条（9）に基づき登録することができない。

2.9.2 登録の行動から検討する場合

登録申請時の出願人の行動、例えば悪意がある行動、法律の意図に反する行動など、禁止しなければならない特徴のある行動は、出願人に悪意があったと認められる証拠を合わせて検討しなければならない。

1) 出願人の行動に悪意が認められる語句、図、音の場合

(1) 共同で使用する権利のある公共物に関する標章を自身のものとして登録すること。例えば

- 国のシンボル（Landmark）例えばシンガポールのマーライオンの図、エジプトのスフィンクスの図、米国の自由の女神、世界遺産の都市名、世界の奇異物、記念物の図

例



中国の天壇



プレイヤー・ピチャイダープハック



自由の女神



戦勝記念塔

- 公務員のエンブレム 医療安全のマーク



公務員のエンブレム



医療のマーク

公務員のエンブレムと類似しない標章例



2) 他人の標章を自身のものとして登録すること。例えば Facebook Line Instagram からなる標章。

(1) その他人の標章が登録済みかどうか検討する。未登録の場合、登録官は通常通り検討する。

(2) その他人の標章が登録済みで、例えば続けて出願を検討した結果、異なる区分で同一（同じブロック）の特徴のある標章が見つかったなどの事実が登録官に明らかになった場合、第8条（13）命令ではなく第8条（9）に基づく命令を発出する。しかし標章が僅かに異なる場合、第8条（9）命令は発出しなくてもよい。

3) 法律の意図するものに反する場合

例えば、他人の著作物を自身の商標として登録すること。方法を問わず悪意で他人の著作物を複製または改変し、自身の商標として使うことは、当然法律の意図に反し、公序良俗または国策に反する。従って第8条（9）に基づき登録を禁止しなければならない。

2.10 第8条（10） 登録の有無に関わらず、大臣が告示する規則に基づく一般に周知で著名な標章と同一の標章、または公衆が商品の所有者もしくは出所について誤認混同する恐れのある程に類似する標章

登録官に一般に周知で著名な標章と同一の商標の登録を一切禁止し、また登録官に商品の所有者もしくは出所について誤認混同する恐れのある程に類似する標章の登録を一切禁止する条項で、その一般に周知で著名な標章がどの区分のどの商品に登録されているのか、または登録されていないのかを考慮する必要はない。

1) 一般に周知で著名な標章の検討は以下2つの規則からなると定めた、一般に周知で著名な標章の検討規則に関する商務省告示 仏暦2547年9月21日³¹から検討する。

(1) その標章を使う商品または役務は、所有者、代理または許諾を受けた者によるものかは問わず、タイ国内または外国で、国内の一般公衆または関連する分野の公衆によく知られるまで善意で販売または使用または宣伝されている、または方法を問わず標章を使用していなければならない。例えばサッカーチームの標章としての使用など。

(2) その標章は著名で消費者層に受け入れられていなければならない。

知的財産局は仏暦2548年7月19日付の周知で著名な標章の通知に関する規則 仏暦2548³²を発布したことがある。同局は仏暦2558年9月9日付けで周知で著名な標章の通知に関する規則 仏暦2548年の廃止³³を告示したが、前記規則の廃止告示では、通知を受けた標章を登録官が情報として検討に用いることができると定めている。

2) 商標委員会の周知で著名な標章の検討指針³⁴は、検討指針を定めている。

³¹一般に周知で著名な標章の検討に関する規則に関する商務省告示 仏暦2547年9月21日

³²仏暦2548年7月19日付の周知で著名な標章の通知に関する規則 仏暦2548年

³³周知で著名な標章の通知に関する規則 仏暦2548年を廃止する知的財産局告示 仏暦2558年9月9日

³⁴世界知的所有権機関の Joint Recommendation Concerning Provisions on the Protection of Well-Known Marks の重要な規則を引用した商標委員会の周知で著名な標章の検討指針

検討指針

1) 登録申請した標章が、一般に周知で著名な標章の通知一覧 仏暦 2548 年、または商標委員会の一般に周知で著名な標章一覧の一般に周知で著名な標章と同一または類似する場合、登録官はその一覧に基づき検討する。

2) 同一または類似する標章が一般に周知で著名な標章と判断された標章ではない場合、登録官は省告示および商標委員会の周知で著名な標章の検討指針に基づいて検討し命令を発出する。

3) 周知を示す他出願の証拠から検討する場合、標章と指定商品は同一の特徴があれば引用することができる。

2.11 第8条(11) (1) (2) (3) (4) (5) (6) または (7) と類似する標章

2.12 第8条(12) 地理的表示法に基づき保護される地理的表示

タイ国法³⁵に基づき登録された地理的表示について、登録された地理的名称³⁶を商標として登録する場合、その標章は登録を禁止しなければならない。

地理的表示とは、地理的場所を呼ぶときに使う、または地理的場所を呼ぶ代わりに使う名称、シンボルなどをいい、その地理的場所から生まれた商品は品質が良いこと、有名であること、またはその地理的場所の特性があることを示すことができる。

登録された地理的表示の例 例えば、トゥンクラーローンハイのジャスミン米、ドーイトンのコーヒー、チャイヤーの塩卵、ペッチャブーンのスィートタマリンド、スリンのジャスミン米、ドーイチャーンのコーヒー、チャンタブーンのごぎ、タンヨンマットのリュウガン、プーケットの真珠、ドンマファイのコーヒー、サコーンタワーピーのハーントーンホーム米、Champagne Napa Valley Pisco など。

検討指針

1) タイ国法に基づき登録された地理的表示について、タイで登録されていない外国の地理的表示の場合、登録官は場合に応じて第8条(13)または第8条(9)に基づき命令を発出し、第8条(12)命令は行わない。

2) 登録された地理的表示名と同一の語句またはフレーズでなければならない。このとき、登録申請する語句が地理的名称でもある可能性があるため、第7条第2段落(2)に基づく検討も行わなければならない。

³⁵ 地理的表示法 仏暦 2546 年

³⁶ 登録済みの地理的名称商品一覧 仏暦 2563 年 9 月 30 日

2.13 第8条(13) 大臣が告示するその他の標章

以下の通り分けて検討する。

2.13.1 登録を禁止しなければならない標章に関する商務省告示第5版 (仏暦2543年)³⁷

1) 世界保健機関が占有権を保全する国際医薬品名と同一または類似する
標章

注釈

登録が禁止され登録ができない国際薬品名は
<https://www3.wipo.int/branddb/en/>でさらに確認することができる。

(1) Filter by WHO INN を選択する。

(2) Status を Active に選択し Filter をもう一度選択することで、全ての
名称を表示する。

2) 公衆に商品もしくは役務の種類に関して誤認混同させる可能性のある、
または商品もしくは役務の出所または所有者に関して誤認混同させる可能性のある
標章および記述は、以下3つの場合に分けて検討することができる。

(1) 公衆に商品もしくは役務の“種類”に関して誤認混同させる可能性のある
標章および記述は、登録申請している標章に表される語句もしくは図の意味、および
指定商品もしくは役務の物理的特徴が、商品の種類に関して誤認混同させる可能性
があるかを検討する。

検討指針

ケース1 複数の区分およびまたは商品もしくは役務を指定した出願、例えば Chocolate
を含む標章を29類の食用油、30類のチョコレート、茶、コーヒーに使う場合で、登録申請
した標章を検討した結果、一部の商品の種類に関して公衆に誤認混同させる可能性があると判
断した場合、第8条(13)に基づき登録を禁止しなければならない標章と見なす。

³⁷ 登録を禁止しなければならない標章に関する商務省告示第5版(仏暦2543年) 仏暦2543年10月25日

混同しない例



- はビーチサンダルの図に類似した特徴があるが、18類のカバン、カバンの持ち手などに使用した場合、公衆は明確に各種商品の種類が目で分かるため、商品の種類に関して誤認混同させない。³⁸

imirror

- 語句 mirror は鏡を意味し、商品の種類を記述する語句ではあるが、この意味のある語句を12類の車のモーターなどに使用した場合、語句の意味および登録申請した商品の物理的特徴を検討すると、それぞれの商品の物理的特徴は、目に見えるように大きさおよび形状が異なり、鏡と登録申請している商品の違いを明確に区別することができるため、商品の種類に関して誤認混同させない。³⁹

(2) 商品もしくは役務の出所に関して誤認させる可能性のある標章および記述について、“**商品の出所**”とは、その商標を使った商品の国、都市、または出所もしくは由来となる場所または由来を直接伝える、または理解させる標章または記述のみで、例えば From China Made in Japan などを用いる。願書書式 Kor.01 から出願人の住所も合わせて検討し、一致しない場合には第8条(13)命令を発出する。

(3) “**商品もしくは役務の所有者**”に関して誤認させる可能性のある標章および記述

例えば、標章にはネンニーコスメティック株式会社の名前を示すフレーズまたは By ネンニーという語句が入っているが、所有者がジャルーンチャイ合資会社の場合、Tor.Khor.5 No.7 命令を発出し、まず関係を示す書類を提出させる。提出できない場合、第8条(13)命令を発出する。

³⁸ 商標委員会審決 No.1277/2558 出願番号869109

³⁹ 商標委員会審決 No.1876/2561 出願番号946724

2.13.2 登録を禁止しなければならない標章に関する商務省告示（第2版）
 仏暦2548年⁴⁰

1) タイ国のシンボルである標章、つまりタイの象の図、ゴールデンシャワーの花の図、タイ式あずま屋の標章



ช้างไทย Thai Elephant (Elephant)



ดอกชบา Golden Shower Flower



ศาลไทย Thai Pavilion

（登録を禁止しなければならないタイ国のシンボル）

2) タイ国のシンボルの図のうちいずれか一つの特徴がある、またはそれに類似する特徴がある標章

⁴⁰登録を禁止しなければならない標章に関する商務省告示第2版（仏暦2548年）
 仏暦2548年3月30日

3. 商標の同一性または類似性の検討

識別性および禁止しなければならない特徴を検討したら、次は他人の先行標章と同一性または類似性の比較検討を行う。“First to File”の原則に従い、先に登録願書を出願した者が先に登録の権利を有する。仮にある者が（模倣せずに）同一または類似する特徴がある標章を後に登録申請した場合、登録官は場合に応じて第20条または第13条に基づく命令を発出する。

他人の標章との同一類似性の比較に関する条項は以下の通りである。

1) 第20条 標章に他人の先行商標出願と同一または類似する特徴があるとき、登録官は最初に申請していた商標登録願書について手続を行い、後願の出願人に対し商標登録審査を待つよう文書で通知する。最初に申請していた商標が登録されなかった場合、登録官は次に申請していた商標登録願書について検討手続を行い、その出願人およびその他の出願人に速やかに文書で通知する。

2) 第13条 標章に他人の先行登録商標と同一または類似する特徴がある場合、登録官は登録してはならない。

3) 第27条 第13条または第20条第1段落に基づき、標章に他人の商標と同一または類似する特徴があるが、所有者がそれぞれ善意で使用してきた商標だと登録官が認める場合、または登録官が登録するに値する特別な事情がある場合、登録官は複数の所有者に対し前述の同一または類似する商標を登録することができる。

4) 第51/1条 第13条または第20条に基づき、標章に、例えば譲渡人、譲受人または相続人など複数の所有者の商標と同一または類似する特徴があり、書面で同意書を受領した場合、登録官が登録するに値する特別な事情があると見なす。

商標が同一または類似するかどうかの比較検討は、法律条項の問題である。“同一”とは標章に一致する特徴があることをいい、“類似”とは、公衆に商品の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせる可能性があるほど標章に類似する特徴があることをいう。商標全体の外観と他人の商標を比較してその商標の要部または突出した特徴に同一性または類似性があるか検討し、図または語句またはフレーズだけを比較検討せず、また商標を使用するために登録申請している指定商品が同一区分の商品か、または異なる区分で同じ性質を持つ商品か、また称呼を含め、商標の全ての要素について検討しなければならない。

さらに、公衆、商標が付された商品の使用者が同じ群かどうか、両商標が付された商品の違いを十分に識別できる知識がどれほどあるのかも合わせて検討する。⁴¹

1) 一部の部分のみではなく、両標章全体の外観から検討する。以下の通り、他人の標章と同一または類似する要部があってはならない。

(1) 商標の主要部または要部を検討する。商標の主要部または要部が同一または類似する場合、細かな部分が異なっていたとしても類似と見なす。

- 図形標章 標章の外観から検討する。

- 文字標章 その語句を構成する文字または子音から検討する。その語句の称呼を合わせて検討することもできる。

(2) 同一の語句だが大文字、小文字または筆記体で記載が異なる場合、類似標章と見なすことができる。

例

RONOMA は ronoma と類似する。

Zebra は ZEBRA、 と類似する。

2) 称呼を検討する。

称呼の比較を同一類似性の検討に用いることができる。その理由を唯一の理由に、またはその他の理由ともに用いることができる。

例

“DIOR”は、称呼が類似するため“ディオール”と類似する。

3) 登録申請した指定商品を検討する。

同一性または類似性の審査は、知的財産局の商標データベースから標章を検索して行う。このとき、知的財産局に登録申請していない標章はこの検索範囲に含まれない。商標検索方法は以下の通りである。

1) 図形標章の場合、Vienna Classification の図形要素に基づく分類に基づき検索する。

2) 文字標章の場合、4つの方法で検索することができる。つまり、

(1) 最初の文字 - 最後の称呼

(2) 同一類似する語句

⁴¹ 最高裁判所判決番号 3 2 7 1 / 2 5 6 0、8 1 5 6 / 2 5 6 0

(3) 最初の文字 - 最後の称呼 (商品が薬剤の場合)

(4) 各音節の同音

3) 音商標の場合、2つの方法で検索することができる。つまり、

(1) 音の種類別のディレクトリから聞く。つまり人間の声、動物の鳴き声、楽器の音、または電子音、自然音などのその他の音。

このとき、音商標は1種類以上の音から構成されうる。

(2) 語句の読む音の場合、語句のディレクトリも確認する。例えば“空と同じくらいあなたを愛している”という音の場合、語句のディレクトリ“空と同じくらいあなたを愛している”を検索する。

検討指針

1) 一部の部分のみではなく、両標章全体の外観から検討する。他人の標章と同一または類似する要部があってはならない。およびまたは、称呼も合わせて検討する。

類似する例



両標章は同様に右方向に傾斜した厚みのある3本の線からなるため、標章の特徴が類似し、商品または役務の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせる可能性がある。



両標章は同様に足を上げた羽のある馬の図からなる。逆の方向を向いているが、標章の特徴は類似し、商品または役務の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせる可能性がある。



両標章は同一の語句 STARWORLD を含む。標章「」は創作した図形を含み、一方の標章「」は四角形の背景に創作の特徴がある星の図を含むが、称呼を検討すると、両標章ともにスターワールドと読むことができる。従って両標章は類似し、役務の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせる可能性がある (商標委員会審決 No. 1 4 6 2 / 2 5 5 1)。



両標章は要部として楕円形の中に配置されたアルファベット MDS からなり、同様にエムディーエスと読むことができる。従って両標章は類似し、商品または役務の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせる可能性がある。



両標章は同様に形態で連続して配置されたアルファベット BF およびアラビア数字 2000 からなる。従って両標章の外観は類似し、両標章とも同様にビーエフ 2000 またはビーエフ トゥーサウザンドと読むことができる。従って両標章は類似し、役務の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせる可能性がある。



語句 STRIDE はアルファベットで、สไตรฟ์ はタイ文字であり、両標章は異なる言語の文字で表示されるが、両標章はストライ（ド）およびストライ（フ）と読むことができ、称呼が類似しているものとみなす。従って両標章は類似し、商品の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせる可能性がある（商標委員会審決 No. 169 / 2551）。

類似しない例

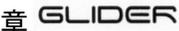


標章  は象が片足を上げ、花を持った鼻を上げている図からなり、品質の標章という言葉を含んでいる。一方標章  は鼻を上げた象の図線のみからなる。従って両標章の外観は異なり、商品の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせない（商標委員会審決 No. 1185 / 2561）。

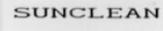
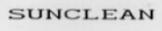
-  は  と類似しない。

鷹の図形の要素が同様ではあるが、鷹の図形の創作の特徴が異なる。その他、標章  は語句 IN C の要素を含んでいる。一方標章  には語句 KINGJO を含んでいる。従って両標章の外観は異なる。称呼をみると、標章  は鷹のマーク（トラインシー）と呼ぶことができ、一方の  は KINGJO 鷹のマークまたは KINGJO と読むことができる。従って両標章の称呼は異なり、商品の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせない（商標委員会審決 No. 8 2 / 2 5 5 1）。

-  は  と類似しない。

標章  は文字 G L I D E R からなり、一方標章  は文字 G R I D U R からなる。従って標章の外観は異なる。また称呼をみると、標章  は グライダー と読むことができ、一方標章  は グリダー と読むことができるため、両標章の称呼は異なる（商標委員会審決 No. 1 1 8 3 / 2 5 6 1）。

-  は  と類似しない。

標章  はアルファベット、中国語、およびアルファベット n の上に 4 つの円を重ねて配置して創作した図からなる。一方標章  はアルファベットのみである。従って両標章の外観は異なる。称呼をみると、標章  はサンキーン スンチー と読むことができ、標章  はサンクリーン と読むことができるため、両標章の称呼は異なり、商品の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせない（商標委員会審決 No. 1 1 8 4 / 2 5 6 1）。

-  は  と類似しない。

標章  は大文字のアルファベット G を同じ大きさの大文字のアルファベット K と重ねて配置している。一方標章  は大文字のアルファベット G を小文字のアルファベット k と重ねて配置し、アルファベット k の末端がアルファベット G と直線で重なり、アルファベット G の上部はアルファベット k に向かって左方向に延び、語句 K A T A N A G O L F が含まれている。従って両標章の外観は異なり、商品の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせない（商標委員会審決 No. 1 9 4 9 / 2 5 6 1）。

- **ラベルの特徴がある標章の場合、以下のように検討する。**

1. 標章の配置に同一性または類似性がある場合、要部が異なっていたとしても類似する標章と見なす。

2. 標章の要部となる部分が同一または類似する場合、その他の部分が異なっていたとしても類似する標章と見なす。

- **音商標** 音を聞く、音と音を比較する、標章の音と語句を比較する、音と音の記述、音符、録音物を比較して検討する。例えば、“マミーポコ”という音商標は、文字商標“マミーポコ”と類似する。

- **第17条に基づき権利放棄した語句を含む標章**

標章に権利不要求がなされ、その要素が標章の要部ではない場合、標章の全体の外観、目立つ特徴および語句の称呼が、商品の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせるほど同一または類似するか否かも検討しなければならない。

例

- 32類に使用し、語句BANGKOK DRINKING WATERについて権利不要求した例



は と類似しない。なぜなら、語句BANGKOK DRINKING WATERが同じではあるが、両者それぞれが当該語句を権利不要求しているためである。従って当該語句は標章の要部ではない。標章にはその要部として天使に似た子供の図形が含まれており、もう片方には標章の要部として仏塔とサオチンチャー（訳注：英語名ジャイアントスイング）の図形が含まれている。従って両標章の外観は異なり、商品の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせない（商標委員会審決 No.368/2564）。



- は と類似する。なぜなら両標章の称呼は、標章の要部とされる要素が同一の語句、つまり“RHINO”であり、一方の標章は円の中に創作したサイの図と語句PREMIUM BOXING EQUIPMENTSが含まれるが、当該語句は権利不要求されているため、当該語句は標章の要部ではない。一方の標章RHINOは、創作した図が含まれているが、称呼を検討すると、両標章は同様にライノーと読むことができる。従って両商標は類似する標章であり、商品の所有者または出所に関して誤認または混同を生じさせる可能性がある。

2) 上記のように標章に同一性または類似性があると判断した場合、引き続き、その商品または役務に同一の特徴があるか検討する。例えば

(1) **商品の消費者、使用者の群** 例えば、個人で家庭内で使用する商品同士、農業作業同士は、対象となる消費者が同じ群である可能性がある。

(2) **特定の専門的知識を有する者の管理下になければならない商品群** 例えば、産業分野、農業分野の商品、家庭で使用する商品、技術者または特定の専門知識を有する者の管理下になければならない商品、医師の処方箋がなければならぬ病気の治療薬

(3) **使用上の用途** 例えば、工場で使用しなければならない機械の部品となる商品

(4) **商品の販売場所** 例えば、一般的な商店、一般的なデパート、特定の販売代理店を介した発注

(5) **商品の価値** 例えば、商品の使用者が商品を選択する際に使用目的と一致するよう繰り返し細心の注意を払わなければならない、消費者が商品の選択に慎重になる高価な商品

例

1) 出願人の指定商品が塗料の製造用とコーティング剤の製造用等の化学品で、他人が登録していた商品が工業用のりだった場合、ともに化学品ではあるが、明らかに用途と産業分野が異なるために使用者の群が異なる。さらに、塗料とコーティング剤の製造用化学品の販売場所は一般の商店での販売ではなく、特定の販売代理店を介した発注であるのに対し、工業用のりは、一般的な物を接着するのりまたは道具を販売する商店で販売される。前記の商品は価格が高く、使用者は商品を選択する際に使用目的と一致するよう繰り返し細心の注意を払わなければならない、商品の所有者または出所に関して公衆に誤認または混同を生じさせない。(商標委員会審決 No. 43/2560 (出願番号 860679))

2) 出願人の商標が25類の巻きスカートに使用し、先行商標が25類のポリ塩化ビニル製手袋に使用する場合、商品は同一の区分であるが、指定商品の用途が明らかに異なるため、同一の性質はなく、商品の所有者または出所に関して公衆に誤認または混同を生じさせない。(商標委員会審決 No. 976/2561 (出願番号 946849))

3) 両者の商標が医師の処方箋を必要とする病気の治療薬であるため、商品の所有者または出所に関して公衆に誤認または混同を生じさせない。(商標委員会審決 No. 713/2553 (出願番号 713134))

4) 出願人の商標がショックアブソーバーの衝突を防止する商品に使用し、先行商標が自動二輪車に使用する場合、両者の商標は同一区分である12類の商品に使用するが、両者の指定商品は高額で、消費者は商品を選択する際に細心の注意を払うため、商品の所有者または出所に関して公衆に誤認または混同を生じさせない。(商標委員会審決 No.300/2553 (出願番号700962))

5) 出願人の指定商品が主に工場で使用する機械と機械部品で、先行商標が電気ドリルの場合、商品は同じ群に属すが、商品の用途および外観が明らかに異なる。従って使用者も異なる群である。さらに、産業用機械の販売場所は一般的な商店ではなく、特定の販売代理店を介した発注である。しかし電気ドリルは一般的な職人の道具を販売する商店で販売されている。前述の商品は高額で、商品の使用者は商品を選択する際に用途と一致するよう繰り返し細心の注意を払わなければならない。従って商品の所有者または出所に関して公衆に誤認または混同を生じさせない。(商標委員会審決 No.41/2560 (出願番号831279))

検討指針

広く指定した指定役務と個々に(細かく)指定した指定商品を比較する場合、指定役務と指定商品には同一の性質がないと見なす。例えば、

例1 35類の役務 購入者の便宜のため各種商品を揃えるサービス、商品の販売サービス、商品のオンライン販売サービスと、25類の商品 シャツ、長ズボンは、役務と商品に同一の性質がないと見なす。

例2 43類の役務 飲食料品の販売店サービスと、30類の商品 茶、コーヒー、ココア、32類の商品 飲料、飲料水、33類の商品 酒、蒸留酒は、役務と商品に同一の性質がないと見なす。

例3 44類の役務 美容施設と、3類の商品 美容クリームは、役務と商品に同一の性質がないと見なす。

3) スペル違いにより**標章の所有者名が一致していないが**、登録官が検討の結果、同一の所有者と判断した場合、登録官は出願人に対し同一の所有者かどうか述べる陳述書を提出するよう命令(TorKhor.5 no.7)を発出し、同一の所有者の場合は所有者名を一致させる補正手続をさせる。出願人が(書式 Kor.06を添付せず)書式 Kor.20を提出して同一の所有者であることのみを述べ、補正手続をしなかった場合、登録官は出願人に対して第11条に基づき所有者名を一致させる補正をおこなうよう命令を発出する。

3.2 第27条

第13条もしくは第20条第1段落に基づいた商標の出願人がおり、登録官は、それぞれの所有者が善意に使用している、または登録するに値する特別な事情があると判断した場合、登録官は、複数の所有者に対して同一もしくは類似する商標を登録することができる。その際登録官は、登録官が適当と判断した商標の使用方法や使用範囲に関する条件や制限、またはその他の条件や制限を付加することができる。このとき、登録官は、出願人と先行商標の所有者に対し、書面で理由を付してその旨を速やかに知らせるものとする。

第27条に基づく登録について、登録官は以下の通り検討する。

1) それぞれの所有者が善意に使用している標章がどうかは、以下の規則から判断する。

(1) それぞれの所有者が近い時期に自身の商品に標章を使用した、または一方が登録する前に使用した。

(2) 他人の標章を模倣する意思がない。このとき、創造した語句、創造した図、文字のフォントなど、標章の外観から同一かどうか検討することができる。

(3) 自身の標章と同一または類似する標章を使用する者がいることを知らない。

2) 登録するに値する特別な事情があるとは、以下のように判断することができる。

(1) 期限が満了した標章だが、標章の所有者はその標章を未だ継続して使用している、または

(2) 標章がタイ国内で周知されるまで商品を販売、普及または宣伝しており、一方から権利について全く異議がなかった、または、

(3) 商務省告示に基づき商品区分の変更があり、後日指定商品に同一の性質がある可能性があることが明らかになった。

(4) 第51/1条第2段落に基づく全ての譲渡人、譲受人または相続人から登録を認める同意書がある。

(5) 登録を認める裁判所の最終決定がなされた。

3) このとき、登録官は場合に応じて事実、出願人が主張する状況の理由から資料、証人に至るまでを検討する。例えば、

(1) 出願人の沿革、例えば設立、標章の使用開始年、標章の外観

(2) 会社、出願人または他人による使用証拠

(3) 使用を示す証拠（区分／指定商品／指定役務）が登録願書した通りかどうか。

- (4) 使用している標章の外観が登録申請した通りかどうか。
- (5) 領収書（月／年 販売額の合計）
- (6) 納品書／Tax Invoice／発注書（月／年 販売額の合計）
- (7) 販売による収益／価格を示す証拠（月／年 販売額の合計）
- (8) 広告費に係る領収書（月／年 販売額の合計）
- (9) 販売による収益を示す、会社の貸借対照表／監査報告書／利益剰余金
（年 金額）
- (10) 様々な媒体の広告証拠 例え、パンフレット／小冊子／定期刊行誌／
書籍／広報資料／その他（年／月） 標章の外観が登録申請した通りかどう

か。

- (11) 他国の登録証写し
- (12) 工場設置認可証写し（年を明記）
- (13) 商品サンプル
- (14) 裁判所判決文写し
- (15) その他の証拠

4) 登録官が証拠が不十分と判断した場合、通常の同一または類似命令を発出する。

例え、

- 標章の外観が登録申請した通りではない。
- 販売額／広告費が不十分である。
- 他人による使用である。
- 登録申請した商品／役務とは異なる商品／役務に使用している。

5) 登録官が証拠は十分と判断した場合、その標章の使用法や使用範囲に関する条件や制限を設けた上で登録することができる。

6) 第27条に基づく登録方法について、登録官は出願人と先行商標の所有者に対し、書面で理由を付してその旨を知らせる。

3.3 第51／1条

商標法（第3版）仏暦2559年では、商標法 仏暦2534年の連合商標登録（同一または類似する商標で同一の所有者）に関する第14条および一連の商標ごと譲渡しなければならない商標の譲渡（すべての標章およびすべての指定商品を譲渡しなければならない）に関する第50条を廃止し、商標法（第3版）仏暦2559年第39条に基づき、すべてまたは一部の商品について登録済みの商標を譲渡することができるとする新たな規定を定めた。これにより、登録済みの商標はその出願のうち一部の商品を他人に譲渡することができる。

従って第51/1条は、商標の元の所有者（譲渡人）またはその商標の譲受人が、譲渡した、または譲り受けた商標と同一もしくは類似する他の標章を登録申請する場合、（場合により）元の商標の所有者もしくはその商標の譲受人が知らず、同意をしていなかったときに後日損害が生じないよう、商標の一部の商品について他人に譲渡した商標の所有者と、商標の元の所有者から商標の一部の商品について譲り受けた者を保護する目的で定められた。

よって、第51/1条に基づいて同一または類似する商標を登録官が登録することにより利益を受ける者は、（元の標章と同一または類似する）新たな商標を登録申請する前、または譲渡手続を行う前、または（元の標章と同一または類似する）他の商標権の相続を受ける前に、譲渡人、譲受人または権利の相続を受けた者としての関係がなければならない。

商標の登録申請を行い、後日登録官が他人の商標と同一または類似する標章であるとして登録を拒絶する命令を発出した場合について、一部の商品についてその同一または類似する商標を譲渡する、または後日その商標の一部の出願を譲渡する場合は本条項の意図としない。

原則として、登録申請日より前に、譲渡、譲受または相続のあった商標登録願書または登録済み商標の権利について譲渡人、譲受人、または相続人から書面で同意を受けた場合、登録官は複数の所有者に対して同一または類似する商標を登録することができるものとする。

第51/1条に基づく同一または類似する商標登録の検討は以下の通りである。

1) 登録官は検討の結果、出願人の標章が譲渡、譲受もしくは相続された他人の商標と場合に依りて第13条もしくは第20類に基づき同一または類似すると判断する。

2) 出願人が第48条もしくは第49条に基づく（1）譲渡人、（2）譲受人または（3）相続人の立場であるか否か。

3) 書式 Kor.04 の譲渡日、譲受日または相続日が、出願人の新規出願日より前、または同日であることを検討する。

4) 出願人に商標登録同意書があること。同意書には少なくとも以下の詳細が示されていないなければならない。

（1）商標出願の譲渡人、譲受人または相続人であることに関する詳細。複数回譲渡または相続されている場合、繋がりを切らず書類を揃えなければならない。

（2）譲渡日または相続日に関する詳細。書式 Kor.01 の新規出願の日付より前に譲渡または相続されていないなければならない。

(3) 同意書は原本を使用する。複数の出願に提出する場合、最初の出願に原本を提出し、他の出願は写しを提出して原本はどの出願にあるか明記する。

5) 登録官は特別な事情があるとして同一または類似する商標を登録することができる。

検討指針

1) 出願人が書式 Kor.01 と共に同意書を提出せず、登録官は検討の結果、その者の譲渡した、譲受した、または相続した商標と第 13 条もしくは第 20 類に基づき同一または類似すると判断した場合、登録官は通常通り第 13 条または第 20 条命令を発出する。

2) 出願人が同意書を提出せず、登録官が第 13 条または第 20 条命令を発出したとき、出願人には以下 2 つの権利がある。

(1) 登録官命令に対して審判請求する。審判請求の権利を行使した場合、出願人はさらに登録官段階で第 5 1 / 1 条の権利を行使することはできない。

(2) 第 5 1 / 1 条の権利を行使する。出願人は審判請求期限までに全ての譲渡人、譲受人または相続人からの商標登録同意書を提出しなければならない。この場合、登録官は第 13 条または第 20 条命令を取消し、他の問題が無い場合には第 27 条に基づき登録を認め、出願人および先行商標の所有者に対し理由を付して通知書で命令を伝える。

3) 登録官が検討の結果、その者の譲渡した、譲受した、または相続した商標と第 13 条もしくは第 20 条に基づき同一または類似すると判断し、出願人が登録同意書を提出した場合、登録官は商標登録できる特別な事情があると見なし、商標を登録することができる。

このとき、譲渡された区分について検討する必要はなく、登録官は第 13 条または第 20 条に基づき同一または類似すると判断すれば十分である。

4) 登録官は出願人に対し、書式 Kor.20 を用いて譲渡、譲受または相続について説明し、登録出願の譲渡人、譲受人または相続人であることに関する詳細を示した書類を添付するよう命令 TorKhor.9 No.10 を発出することができる。複数回譲渡または相続されている場合、繋がりを切らしてはならず、確認用に譲渡書類写しを添付する。陳述書を提出しない場合、通常通り同一または類似命令を発出する。

第3章 役務商標の審査

役務商標の審査は商品商標に関する規則および方法を準用し、“商品”を“役務”の意味とすること。（第80条）

第4章 証明商標の審査

証明商標（Certification Mark）とは、その商品の出所、材料、製造方法、品質またはその他特徴に関して証明するため、またはその役務の状態、質、種類またはその他特徴に関して証明するために、商標の所有者が標識として使用もしくは使用を意図すること、または他人の商品または役務に関連することを証明する標章をいう。

登録された証明商標の所有者はその商標を自身の商品または役務に使用することはできず、またその商標を証明者として他人に使用することを許諾することも出来ない。（第90条）。

証明商標の審査は、商品商標に関する条項を証明商標に準用するものとする（第81条）。

証明商標の登録申請は商標登録申請に関する条項に従わなければならない。出願人は、

- 1) その証明商標の使用規定を登録願書と共に提出しなければならない。また、
- 2) 自身が、1)の規定に記載する商品または役務の特徴を証明する十分な能力があることを示すことができる。

1)の規定には証明する商品または役務の出所、材料、製造方法、品質またはその他特徴から、その証明商標の使用を許諾する上での規則、方法および条件に至るまでを明記しなければならない。出願人が1)の規定を提出しなかった場合、第82条に反する証明商標であるため、登録官は登録を拒絶する命令を発出する。

第82条の条項に基づく証明商標の使用規定を作成を同じ方向性とするため、知的財産局は以下の通り第82条に基づく証明商標の使用規定の詳細に関する知的財産局告示 仏暦2537年8月29日⁴²を発行した。

⁴²第82条に基づく証明商標の使用規定の詳細に関する知的財産局告示 仏暦2537年8月29日

1) 第82条に第2段落に基づく証明商標の使用規定には、出願人にその商品または役務の証明への適切性および必要性に応じて証明する意思がある項目を記載する。

2) 1) の項目には以下の内容を含む。

(1) 出所は、証明する商品または役務の由来地、または製造場所、または組立場所、または活動場所を記載するべきである。

(2) 材料は、証明する商品または役務を構成するものを記載するべきである。

(3) 製造方法は、商品の製造工程または役務の提供方法の概要を記載するべきである。

(4) 品質は、証明する商品または役務の良い特徴または通常の特徴を記載するべきである。

(5) 証明する商品または役務のその他の特徴

(6) 証明商標の使用を許諾する上での規則、方法および条件は、使用の申請および使用の許諾における規則、使用申請および使用許可の方法、使用申請および使用許可の条件、証明する商品または役務の品質管理方法などを記載するべきである。

3) 証明商標の使用規定は登録願書の一部と見なし、タイ語で作成する。

登録官は、証明商標の出願人に対して命令の受領日から60日以内に登録官が適当と判断する通り証明商標の使用規定の補正変更するよう命令を発出し、出願人に対して速やかに文書で理由と共に書面で命令を通知することができる。このとき、第18条および第19条を準用し登録官命令に審判請求することができるものとする(第83条)。

登録官が、証明商標の出願人にはその証明商標の使用規定で記載する通り商品または役務の特徴を証明する能力が十分でないと判断した場合、またはその証明商標の登録が公衆に有益ではないと判断した場合、登録官はその証明商標の登録を拒絶する命令を発出し、出願人に対して速やかに文書で理由と共に書面で命令を通知する。このとき、第18条および第19条を準用し登録官命令に審判請求することができるものとする(第84条)。

例



第5章 団体商標の審査

団体商標 (Collective Mark) とは、同じグループの会社同士によって、または協会、協同組合、連盟、組合、人の集団、または国営もしくは私営のその他機関のメンバーが使用するもしくは使用を意図する、商品商標もしくは役務商標をいう。

以下のように、組織の全メンバー、または特にグループメンバーから指定された集団による標章の使用を目的とする標章である。

第94条 第1章第5節を除き、商品商標に関する条項を団体商標に準用するものとする。

省令第59項 第2章 商品商標、特に第1節から第10節の内容を団体商標に準用するものとする。

省令第60項に基づく団体商標の登録申請は、以下の者により出願するものとする。

1) 元々いる個人または法人とは別に新たな法人が生じない集まり方のグループの法人または個人が使用または使用を意図する団体商標の場合、そのグループの全ての個人または法人、またはグループのうちいずれかの個人または法人が出願することができる。また、グループのうちいずれかの個人または法人が出願する場合、出願人はその団体商標をどの個人または法人が使用または使用を意図するか記載しなければならない。

2) 協会、協同組合、連盟、組合、人の集団、または国営もしくは私営のその他機関のメンバーが使用または使用を意図する団体商標の場合、その協会、協同組合、連盟、組合、人の集団、または国営もしくは私営のその他機関が出願人となり、出願人はその登録申請する団体商標が全てのメンバーが使用または使用を意図するのか、いずれかのメンバーに限定するのかを記載しなければならない。

第1段落に基づく登録申請には、その団体商標の使用権を有する者の関係性を示した証拠または陳述書を添付しなければならない。例えば協同組合の組合員名簿、協会の会員名簿、会社登記簿など。

省令第61項に基づく団体商標に関する登録申請項目の補正変更、団体商標の更新申請、および団体商標の取消申請は、その団体商標の出願人が登録官に申請書を提出しなければならない。出願人が第60項(1)に基づくいずれかの個人で、その者が手続を行うことができない場合、団体商標の使用権を持つグループ内の他の大多数の者がいずれかの者に元の出願人に代わり手続をするよう書面をもって委任することができる。

検討指針

1) 誰が団体商標の所有者か検討する際、登録願書（書式 Kor.01）に記載する出願人の目的から検討する。

例 出願番号 6 3 2 4 3 5 団体商標の所有者は 1 団体で、共同で標章を使用する権利を持つ者が複数いる。

2) 補正、変更または譲渡は、所有者または代理人によって行わなければならない、共同使用者からの同意を得る必要はない。

第6章 商標の公告

登録官が審査を行い、商標を登録すべきと判断した場合、登録官はその商標の公告命令を発出する（第29条）。

公告は、省令で定める手続に従うものとする。

公告について、登録官は“公告公報”に公告する手続を行い、その公告は商務省知的財産局において公開される。

公告には以下の項目が表示される。

- 1) 出願番号および出願日
- 2) 商標
- 3) 区分および指定商品
- 4) 出願人名、代理人名（ある場合）
- 5) 条件または制限（ある場合）
- 6) 公告日
- 7) 登録官が適切と判断するその他の項目

第7章 商標登録に対する異議申立

第35条に基づく公告中の商標登録に対する異議申立のプロセスは、担当官へ再度の検討を求める書面を提出する権利を外部の者に与える機会を開く一つの方法であり、前述の者は商標の所有者または商標の利害関係人のみに限定せず、法律に基づき個人の立場とされる一般の個人が含まれる。

異議申立および答弁は省令で定める規則および手続に基づくものとする。

電子知的財産登録システム（e-Filing）で異議申立または答弁を提出した場合、知的財産局告示で定める規則および手続に基づくものとする。

国際登録願書に対する異議申立の提出は、マドリッド議定書に基づく国際登録に関する省令 仏暦2560年で定める通りに従うものとする。

異議申立および答弁はマニュアル第2章を準用するものとする。

7.1 異議申立書提出の規則および手続（第35条）

商標登録に対する異議申立の権利行使は、商標の公告日から60日以内に登録官に対して書式 Kor.02 に基づく異議申立書を提出し、以下いずれか1つの異議申立理由を附属書類 Kor.11 に示さなければならない。

- 1) 自身は公告中の商標の出願人よりもふさわしい権利を有する、または
- 2) その商標には第6条に基づき登録すべき特徴がない
- 3) その商標の登録申請は商標法に反する

登録に対する異議申立書の提出には、異議申立書の提出と共に省令第24項に従い以下の証拠を添付しなければならない。

1) 異議申立書写し 1通

e-Filing システムで異議申立書を提出する場合、登録官に異議申立書の写しを添付したものと見なす（e-Filing に関する局告示 第8項）。

2) 身分証明書

(1) 異議申立人が自然人の場合、国民身分証明書またはその他の身分証明書を使用する。

(2) 異議申立人が外国の個人の場合、外国人身分証明書、パスポート、または運転免許証などの公的に発行されたその他身分証明書を使用する。

(3) 異議申立人がタイ法人の場合、発行から6か月以内の会社登記簿写しまたは事業開発局からの情報を使用する。

(4) 異議申立人が外国法人の場合、外国の法人であることを証明する内容を含む公証手続がなされ、外国で作成した委任状の原本または写しを使用し、タイ語訳と共に提出する。

3) 委任 (ある場合)

(1) タイの自然人または法人の場合、(1) または (3) の書類を使用し、委任状写しと、委任を受けた者の身分証明書または会社登記簿謄本の写しを添付する。

(2) 外国法人の場合、外国の法人であることを証明する内容を記載している省令第5項に基づく書類を使用する。(会社登記簿を提出する必要はない。)

4) 異議申立書の証拠書類 (ある場合)

異議申立の要点に基づく主張を証明するための異議申立書の書類または証拠の例は、例えば、外国の商標登録を示す書類、商標の使用、宣伝、または広報を示す書類、領収書、商品の写真などである。

検討指針

1) 異議申立書が法律で規定する規則および手続に従う場合、登録官は命令 (Tor.Khor.6 No.1) を発出し、出願人に対して速やかに異議申立書写しと共に送付する。異議申立書に附属する証拠書類について、出願人が確認を希望する場合は、知的財産局3階の出願受付部の担当官に問い合わせることができる。

異議申立書が法律で規定する規則および手続に従わない場合、登録官は命令 (Tor.Khor.9 No.10) を発出し、異議申立人に対して異議申立書を受け付けず、商標登録手続を続行する旨通知する。

2) 異議申立書 (書式)、身分証明書、委任状の検討は、第2章第1部1. 登録出願の検討の規則および手続を準用するものとする。

3) 1) に基づき異議申立書について法律に反するとされるほどの重要部分ではない箇所に瑕疵がある場合、登録官は命令 (Tor.Khor.9 No.10) を発出し、異議申立人に対して規定する期限内に瑕疵を補正するよう通知するものとする。

重要部分ではない箇所における瑕疵の例

(1) 書式 Kor.02 内の異議申立人または代理人情報の記載が委任状と一致していない

(2) 誤った書式の使用

4) 書式 Kor.02 内の異議申立人または代理人情報の記載は、委任状と一致していなければならない。一致していない場合、登録官は出願人に異議申立書写しを送付するため命令 (Tor.Khor.6 No.1) を発出する前に、書式 Kor.06 を使って補正するよう命令を発出する。

5) 1) に基づき異議申立書について法律に反するとされるほどの重要部分の箇所に瑕疵がある場合、その異議申立書は検討を行わなければならない異議申立理由がないものと見なす。

重要部分である箇所における瑕疵の例

- (1) 商標の公告前の異議申立書の提出
- (2) 公告期間後の異議申立書の提出
- (2) 異議申立の理由を記載していない、または明確に記載していない

6) 代理人または委任を受けた者による異議申立について、異議申立書に委任状が添付されていない場合、法律第35条および省令第24項に反した異議申立書と見なす。

異議申立人にやむを得ず委任状を異議申立書に添付することができない理由がある場合、異議申立人は書式 Kor.20 を使ってやむを得ない理由を示すものとし、公告期間の満了から15日以内に委任状を提出しなければならず、登録官は委任状の提出を求める書面を発出しない。

7.2 答弁書提出の規則および手続

出願人は、命令 (Tor.Khor.6 No.1) と異議申立書写しを受領したとき、異議申立書写しの受領日から60日以内に、基本的に自身が登録申請に依拠することを附属書類 Kor.11 に示して、書式 Kor.02 に基づく答弁書を登録官に提出し、省令第25項に従い以下の証拠書類を添付しなければならない。

1) 異議申立人の人数に応じた部数の答弁書写し

e-Filing システムで答弁書を提出する場合、登録官に答弁書の写しを添付したものと見なす (e-Filing に関する局告示 第8項)。

2) 答弁書の証拠書類 (ある場合)

出願人が異議申立書写しの受領日から60日以内に答弁書を提出しなかった場合、出願人は登録出願を放棄したものと見なし、登録官は引き続きその出願について商標登録リストから取り消す手続を行う。

検討指針

1) 答弁書が法律で規定する規則および手続に従う場合、登録官は速やかに命令 (Tor.Khor.9 No.4) を発出し、異議申立人に対し答弁書答写しと共に通知する。答弁書に附属する証拠書類について、異議申立人が確認を希望する場合は、知的財産局3階の出願受付部の担当官に問い合わせることができる。

答弁書が法律で規定する規則および手続に従わない場合、登録官は命令 (Tor.Khor.9 No.10) を発出し、出願人に対して答弁書は受け付けず、引き続き当該出願を商標登録リストから取り消す旨通知する。

2) 答弁書 (書式) の審査は、第2章 第1部 1. 登録出願の検討の規則および手続を準用するものとする。

3) 答弁書が法律に反するとされるほどの重要部分ではない箇所に瑕疵がある場合、登録官は命令 (Tor.Khor.9 No.10) を発出し、出願人に対して規定する期限内に瑕疵を補正するよう通知するものとする。

重要部分ではない箇所における瑕疵の例

1) 書式 Kor.02 内の答弁者または代理人情報の記載が商標登録システム内の出願人情報と一致していない。

2) 誤った書式の使用

4) 答弁書が法律に反するとされるほどの重要部分の箇所に瑕疵がある。

重要部分である箇所における瑕疵の例

1) 登録官が命令 (Tor.Khor.6 No.1) を発出する前に出願人が答弁書を提出した場合

2) 出願人が異議申立人の人数に応じた部数の答弁書を提出しなかった場合

3) 基本的に自身が登録申請に依拠する理由、または異議申立人の主張に答弁する理由を記載しなかった

出願人が異議申立書写しの受領日から 60 日以内に正しく補正をしなかった場合、出願人は登録出願を放棄したものと見なし、登録官は引き続きその出願について商標登録リストから取り消す手続を行う。

7.3 異議申立書または答弁書の証拠書類

異議申立書または答弁書を提出する者が主張を証明するために書類または証拠の提出を希望する場合、異議申立書または答弁書と共に提出しなければならない。このとき、書式 Kor.20 を使用してその証拠書類の詳細を記載し、提出することができる。

異議申立書または答弁書と共に証拠書類を提出することができない場合、異議申立人または出願人は書式 Kor.19 に基づき追加提出申請書を作成し、異議申立書または答弁書と共に提出して、追加提出申請書の提出日から 60 日以内の追加提出を申請する。

異議申立書または答弁書を e-Filing システムで提出した場合で、申請者が審査のために追加の証拠書類を提出したい場合、e-Filing システムで追加提出申請書を提出した日の翌日から 15 日以内にその証拠書類を提出しなければならない。ただし、申請者が既にその証拠書類の追加提出申請書を提出している場合、申請者はその証拠書類を追加提出申請している期間内に提出しなければならない (局告示 e-Filing 第 13 項)。

証拠書類の提出については、証拠書類及び陳述書提出申請書 (書式 Kor.20) を使用する。登録官宛てに書留郵便で提出する場合、郵便の受領日が重要となる。または商務省知的財産局において自ら提出する場合、知的財産局が証拠書類を受領した日が重要となる。

異議申立人または出願人が規定する期限内に書類を提出しなかった場合、登録官は引き続き検討を進め、前述の証拠書類を待つ、または検討する必要はない。

検討指針

1) 委任状は省令第24項(3)に基づく異議申立書の証拠書類ではない。
2) 一度に複数の出願について追加提出申請した書類を提出する場合、1件目の出願に原本を提出し、その他の出願にはその書類の原本がどの出願にあるか記載する(省令第6項)。

3) 異議申立書または答弁書の証拠書類の写しまたは写真の提出について、異議申立人または出願人はその写しまたは写真の正確性を証明しなければならない(省令第7項)。

4) 外国語の書類の提出について、異議申立人または出願人は全てまたは関連部分のみタイ語翻訳を作成し、その翻訳が正しいとする翻訳者の証明書を提出しなければならない(省令第8項)。

登録官に不明な点があった場合、規定する期限内に追加の書類翻訳の提出を求める命令を発出することができる。その期限内に書類を提出しなかった場合、登録官は引き続き検討を進め、前述の証拠書類を待つ、または検討する必要はない。

5) 異議申立書の提出が認可促進法 仏暦 2558 年の条件に沿っておらず、異議申立人は、申請書に瑕疵がある、または附属書類が揃っていない場合、補正または証拠書類を提出できるよう期限を延長するために追加の覚え書きを作成することはできない。

7.4 異議申立段階における登録官の権限

異議申立書の検討について、登録官には出願人および異議申立人を召喚して証言させること、書面で陳述させること、または追加証拠を示すよう命令を発出することができる。出願人または異議申立人が命令の受領日から60日以内に命令に従わなかった場合、登録官は既にある証拠に基づき検討を続ける。

7.5 手数料

異議申立書提出に係る手数料は1申請につき2,000バーツで、答弁書提出に係る手数料はない。

7.6 異議申立書の検討

登録官宛てに提出された異議申立書および答弁書が法規則に基づき十分な場合、以下の通り手続を行う。

1) 事実をまとめ、会議に提出するために、異議申立書および答弁書の要点を分析し、同時に異議申立人および答弁者が提出した証拠書類を検討する。

2) 会議は登録官の立場としての商標部長、異議申立部長および担当官で構成される。検討をおこない、異議申立を棄却するか、または出願人の商標登録を停止するか決定する。その後、決定書案を作成し、署名検討のため登録官に提示する。

3) 登録官が決定書を発出したとき、理由を添えた決定書を出願人および異議申立人に速やかに書面で通知する。

4) 出願人または異議申立人は、登録官の決定書の受領日から60日以内に登録官の決定書に対して商標委員会に審判請求する権利を有する。

商標委員会が審決を発出したとき、理由を添えた審決を出願人および異議申立人に速やかに書面で通知する。出願人または異議申立人は、商標委員会の審決の受領日から90日以内に商標委員会の審決に対して裁判所に提訴する権利を有する。このとき、裁判所への提訴は、出願人または異議申立人が登録官の決定書に対して商標委員会に審判請求権を行使した場合に引き続き行うことができる。

5) 異議申立人は、異議申立人または委任を受けた代理人が署名した書面を作成の上、登録官が決定書を発出する前のどの時期においても異議申立書を取り下げることができる。登録官が許可した場合、引き続き出願人または異議申立人に書面で通知するものとする。この手続により検討する異議申立の争点はなくなるものとする。

6) 出願人は、出願人または委任を受けた代理人が署名した書面を作成の上、登録官が決定書を発出する前のどの時期においても出願または答弁書を取り下げることができる。登録官が許可した場合、引き続き出願人または異議申立人に文書で通知するものとする。この手続により検討する異議申立の争点はなくなるものとする。

第8章 登録官の命令発出に関する重要な法律規定

8.1 商標法

登録官は、出願に正しくない詳細が含まれている、または標章に登録すべき特徴がないと判断した場合、出願人に命令を発出する。出願人は第15条、第16条および第17条に基づく登録官命令に対し、第18条に基づき登録官命令の受領日から60日以内に商標委員会に審判請求する権利を有する。出願人が第18条に基づき審判請求せず、さらに第15条または第17条に基づく登録官命令に従わなかった、または出願人が登録官命令に審判請求したが登録官命令に従わなかった場合、出願人は第19条に従い出願を放棄したものと見なす。

第12条 商標登録出願の審査において、登録官は以下の権限を有するものとする。

(1) 審査または検討の参考とするため、出願人に書面で諮問すること、召喚して証言させること、書面で陳述させること、または登録出願に関する書類もしくは証拠を提出させることができる。

(2) 出願人に、登録出願に関する書類または証拠を外国語からタイ語に翻訳させ、適当な期限内の送付を命じる。

(3) 事実、説明、助言または意見を求めるために何人をも召喚する。

出願人が、適当な理由も無く(1)または(2)に基づく登録官命令に従わない場合、登録出願を放棄したものと見なす。

第15条 登録官が以下の通り判断した場合、つまり、

(1) 登録出願された商標の要部ではない部分に第6条に基づき登録すべき特徴がない、または、

(2) 商標登録出願が、第9条もしくは第10条に反する、または第11条に基づき省令で定める規則及び手続に沿っていないと判断した場合、
登録官はその出願人に対し命令受領から60日以内に正しく補正するよう命令を発出し、出願人に速やかに書面で通知するものとする。

第16条 登録官は、登録出願された商標全体またはその商標の要部である部分に第6条に基づき登録すべき特徴がないと判断した場合、その商標の拒絶命令を発出し、出願人に速やかにその理由を付して書面で知らせるものとする。

8.2 行政手続法

登録官命令は行政手続法 仏暦 2539 年に基づく行政上の命令であるため、書面で作成して明確に理由を示し、どの条項に基づく命令か、どのような手続を求めるかを出願人に理解させなければならない。

登録官が命令を発出した場合、その命令は新たな命令が発出されるまで有効である。登録官が命令の発出に誤りがあったと判断する場合、または出願人が下記の条項および規則に基づきその条項に基づく争点解消のための命令発出を求める場合、登録官は自身の行政上の命令を取り消すことができる。

行政手続法 仏暦 2539 年第 49 条および第 50 条、並びに審判請求および登録取消請求の検討に関する商標委員会規則 仏暦 2561 年 第 13 項

“審判請求人が登録官命令または決定に対して委員会に審判請求をおこない、委員会が検討する前に、例えば商標の補正変更、指定商品の補正または出願人名の補正などの登録項目の補正申請書を提出することで、登録官命令または決定への審判請求について商標委員会が検討する争点が無くなった場合、秘書は委員会に送付する前に登録官に案件を送り、前述の補正申請書を検討させる。許可する命令により元の登録官命令または決定の争点が解消された場合、委員会は審判請求の検討を続ける必要はない。”

検討指針

1) 例えば登録官が指定商品を明確に補正するよう第 9 類に従う命令を発出したが、出願人は書面（書式 Kor.20）で登録官に指定商品は既に明確であり、審判請求期限前に命令の再検討を求めるなど、登録官に対する命令の再検討の請求について、出願人が審判請求期限前に書式 Kor.20 を提出したが、審判請求をせず、登録官が審判請求の期限経過後に Kor.20 を見て検討した場合、登録官は第 18 条および第 19 条に基づく命令に従う業務を検査するため監督部に送るものとする（書式 Kor.20 の提出は審判請求の提出期限を停止する理由にならないため）。

2) 出願人が審判請求し、再検討の請求によって審判請求の争点を解消できる場合、登録官は命令を再検討することができる。

3) 命令の再検討の請求が争点の解消にならない場合、またはその争点が決済の争点に関連している場合、登録官は命令を再検討することができない。

4) 登録官が複数の争点について命令を発出した場合、出願人は登録官の命令に従い全ての争点について手続しなければならない。

登録官が以下 2 つの争点の命令を発出した場合の例

争点 1 第 7 条に従い識別性がないため第 6 条に基づき登録すべき特徴がない商標である。

争点2 各指定商品が明確に記載されていないため第9条に基づく瑕疵があり、本商標は登録が認められない。

出願人は以下2つの方法で手続をすることができる。

方法1 争点2点とも同意することができきない場合、出願人は書式 Kor.03 によって審判請求することができ、手数料4,000バーツを納付する。

方法2 争点1に同意することができないが、争点2に同意することができる場合、出願人は争点1について書式 Kor.03 により審判請求して手数料4,000バーツを納付し、商品を正しく補正するため書式 Kor.06 提出して手数料200バーツ、計4,200バーツを納付する。

このとき、出願人が争点1に対して審判請求の権利を行使せず、書式 Kor.06 のみの提出を希望して、命令受領日から60日経過したとき、出願人は登録出願を放棄したものと見なす。なぜなら争点2点全てに対応しなかったためである。出願人が複数の条項を解消させるため一部の指定商品を削除する補正申請書（書式 Kor.06）を提出する場合、出願人は登録官に説明するため書式 Kor.20 を提出しなければならない。

出願人が手続を行わず、審判請求の権利を行使せずに陳述書（書式 Kor.20）を提出した場合、登録官は第18条および第19条に基づく命令に従う業務を検査するため監督部に送るものとする。

付録

付録

1. 法律

商標法 仏暦2534年（仏暦2543年第2版および仏暦2559年第3版）

2. 省令

（1）商標法に基づく省令 仏暦2535年⁴³

（2）商標法に関する手数料を定めた省令 仏暦2559年 仏暦2559年7月26日

3. 省告示

（1）商標登録官任命に関する商務省告示 仏暦2562年1月23日

（2）登録を禁止する標章に関する商務省告示第5版（仏暦2543年） 仏暦2543年10月25日

（3）登録を禁止する標章に関する商務省告示（第2版） 仏暦2548年 仏暦2548年3月30日

（4）周知商標の検討規則に関する商務省告示 仏暦2547年9月21日

（5）第7条第2段落（2）に基づく地理的名称の規定に関する商務省告示 仏暦2559年7月21日

（6）第7条第2段落（9）に基づく地図の絵、または地理的な場所を表示する絵の規定に関する商務省告示 仏暦2559年7月21日

（7）第7条第3段落に基づく識別性証明に関する商務省告示 仏暦2555年10月11日

（8）商品および役務区分の指定に関する商務省告示 仏暦2560年6月14日

⁴³商標法 仏暦2534年に基づく省令第4版（仏暦2543年）および商標法 仏暦2534年に基づく省令第5版（仏暦2560年）により補正追加

4. 知的財産局告示

仏暦 2534 年商標法第 82 条に基づく証明商標の使用規定に関する知的財産局告示
 仏暦 2537 年 8 月 29 日

5. 知的財産局規則

(1) 仏暦 2534 年商標法に基づく色の集合の特徴のある標章登録の規則および手続に関する知的財産局規則 仏暦 2534 年 5 月 13 日

(2) 物の外形または形状の特徴のある標章登録の規則および手続に関する知的財産局規則 仏暦 2545 年 5 月 13 日

6. 商標登録官告示

取引上一般的な物に関する商標登録官告示 仏暦 2559 年 7 月 26 日

7. その他関連するもの

(1) 証明書における敬称の使用

- 文献に関する首相府規則 仏暦 2526 年およびその改正規則
- 著作権情報通知証明書、商標、特許及び小特許登録証における敬称の使用に係る実務に関する法律部記録 No. Phor.Nor. 0702/Wor.729 仏暦 2563 年 5 月 1 日

(2) 国籍を持たない個人への代理人としての委任

- 外国人就労禁止職業を定める勅令 仏暦 2522 年
- タイに居住するタイ国籍を持たない個人（外国人）による商標登録に関する手続のための委任（代理人）に関する法律事務局記録 No. Phor.Nor. 0702/662 仏暦 2560 年 5 月 11 日

(3) 周知商標

- 周知商標の通知に関する知的財産局規則 仏暦 2548 年の廃止に関する知的財産局告示 仏暦 2558 年 9 月 9 日
- 周知商標の通知に関する知的財産局規則 仏暦 2548 年 7 月 19 日
- 周知商標の書類の提出、検討指針および記録に関する法律事務局記録 No. Phor.Nor. 0702/Kor.Mor.2/47 仏暦 2561 年 8 月 28 日

(4) 団体商標

- 団体商標の使用権を有する者の団体商標の所有者に係る意見に関する法律部記録 No. Phor.Nor. 0702/1794 仏暦 2563 年 10 月 6 日

(5) 歳入法第 107 条および第 111 条

(6) 登録済み地理的表示リスト 仏暦 2563 年 9 月 3 日

- 地理的名称の登録に関する地理的名称部記録 No. Phor.Nor. 0711/Wor.1766 仏暦 2564 年 11 月 18 日
